

飛翔

人事委員会年報

平成30年度

佐賀県人事委員会

目 次

全 般 事 項

組織の概要

| | | |
|-------|----------------------|----|
| 1 | 人事委員会の設置 | 1 |
| 2 | 人事委員会の事務 | 1 |
| 3 | 人事委員会委員 | 1 |
| 4 | 事務局の組織 | 2 |
| 5 | 事務局の分掌事務 | 2 |
| 6 | 事務局の職員 | 3 |
| 7 | 平成30年度予算 | 3 |
| 人事委員会 | | |
| 1 | 人事委員会の開催状況 | 4 |
| 2 | 条例案に対する意見 | 10 |
| 3 | 委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正 | 10 |

業 務 の 執 行

公平審査事務

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 職員の分限処分及び懲戒処分 | 11 |
| 2 | 勤務条件に関する措置要求 | 11 |
| 3 | 不利益処分についての審査請求 | 11 |
| 4 | 苦情相談の状況 | 12 |
| 5 | 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て | 12 |
| 6 | 退職手当の支給制限等の処分についての意見 | 12 |
| 7 | 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況 | 12 |
| | (1) 規則の制定又は改正等 | 12 |
| | (2) 告示の制定又は改正等 | 12 |

職員団体事務

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況 | 13 |
| 2 | 管理職員等の範囲一覧表 | 14 |
| 3 | 職員団体の登録 | 16 |
| 4 | 法人格付与法に基づく申請及び変更届 | 16 |

任用事務

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 採用試験 | 17 |
| | (1) 平成30年度採用試験の概要 | 17 |
| | (2) 平成30年度採用試験の実施状況 | 21 |
| | (3) 採用試験の過去の実施状況 | 22 |
| | (4) 受験者数の推移 | 26 |
| 2 | 採用選考 | 27 |

| | | |
|---|-----------------------------------|-----|
| 3 | 昇任選考 | 2 9 |
| 4 | 転任協議 | 2 9 |
| 5 | 公益的法人等への職員派遣 | 2 9 |
| | (1) 在職派遣の状況 | 2 9 |
| | (2) 退職派遣の状況 | 2 9 |
| 6 | 任期付職員採用 | 2 9 |
| 7 | 任用関係規則の改正状況 | 3 0 |
| | 給与事務 | |
| 1 | 職員の給与等に関する報告(給与について) | 3 1 |
| | (1) 職員の給与等 | 3 1 |
| | (2) 職員の給与と民間給与との比較 | 3 1 |
| | (3) 職員と国家公務員との比較 | 3 2 |
| | (4) 教育職員の給与 | 3 2 |
| | (5) 職員の給与について | 3 2 |
| 2 | 職員の給与等に関する報告(公務運営について) | 3 8 |
| | (1) 多彩で優秀な人材の確保・育成 | 3 8 |
| | (2) 能力・実績に基づく人事評価制度の活用 | 4 1 |
| | (3) 働き方改革と勤務環境の整備 | 4 1 |
| | (4) 高齢層職員の能力及び経験の活用 | 4 7 |
| | (5) 服務規律の確保 | 4 8 |
| 3 | 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正等 | 4 9 |
| | (1) 規則の制定又は改正等 | 4 9 |
| | (2) 運用通知の制定又は改正等 | 5 1 |
| 4 | 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認 | 5 3 |
| | (1) 研修、表彰等による昇給 | 5 3 |
| | (2) その他 | 5 3 |
| | 職員の勤務条件関係事務 | |
| 1 | 労働基準監督機関としての職権行使 | 5 4 |
| | (1) 事業場の区分 | 5 4 |
| | (2) 労働基準監督機関の職権行使 | 5 5 |
| | (3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査 | 5 6 |
| | (4) 労働基準法等事業所実態調査の実施 | 5 6 |
| 2 | 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況 | 5 7 |
| | (1) 規則の制定又は改正等 | 5 7 |
| | (2) 告示の制定又は改正等 | 5 7 |
| | (3) 運用通知の制定又は改正等 | 5 7 |
| 3 | 職員の退職管理に関する規則等の改正状況 | 5 8 |
| | (1) 規則の制定又は改正等 | 5 8 |
| | (2) 運用通知の制定又は改正等 | 5 8 |
| | (3) 再就職者による依頼等の届出 | 5 8 |

公平委員会の受託事務関係

| | |
|------------------|-----|
| 1 受託団体 | 5 9 |
| 2 勤務条件に関する措置要求 | 5 9 |
| 3 不利益処分についての審査請求 | 5 9 |
| 4 苦情相談の状況 | 5 9 |
| 5 職員団体事務 | 6 0 |
| (1) 管理職員等の範囲 | 6 0 |
| (2) 職員団体の登録 | 6 1 |

全般事項

組織の概要

1 人事委員会の設置

人事委員会は、専門的な人事行政機関として、かつ、任命権者と職員間に立つ第三者機関として、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項の規定に基づき各都道府県に設置が義務づけられている。

昭和26年6月4日に佐賀県人事委員会設置条例(昭和26年佐賀県条例第19号)が施行され、同月12日に初代人事委員が選任され佐賀県人事委員会が発足した。

2 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている事務は、次のとおりである。

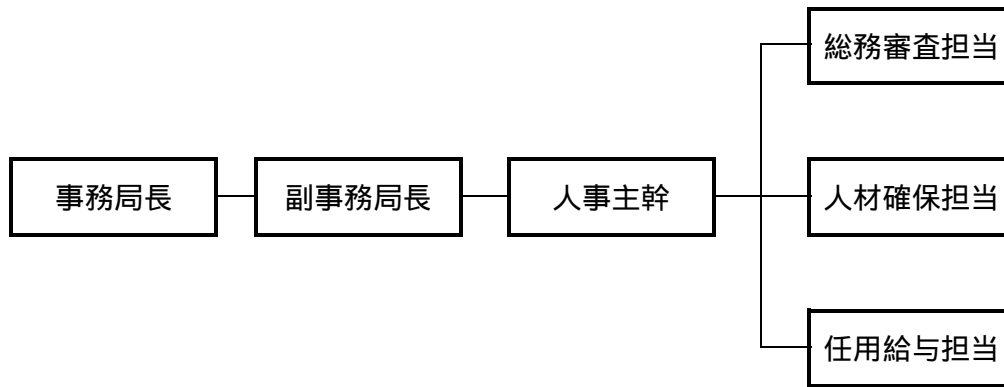
- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務

3 人事委員会委員

(平成31年3月31日現在)

| 職名 | 氏名 | 任期 | 職業 | 備考 |
|--------------|--------|-----------------------|-------------|-----------------------------------|
| 委員長 (非常勤) | 中野 哲太郎 | H29. 4. 1 ~ R1 . 8. 2 | 元県本部長 | H29. 4. 1 委員就任 H29. 4. 7 委員長就任 |
| 委員 (非常勤) | 松尾 弘志 | H27. 8. 3 ~ R1. 8. 2 | 弁護士 | H23. 8. 3 委員就任 H27. 8. 3 委員再任 |
| 委員 (非常勤) | 内田 信子 | H30. 3.30 ~ R4. 3.29 | 学校法人 理事長 | H30. 3.30 委員就任 |

4 事務局の組織



5 事務局の分掌事務

| 担当名 | 分 掌 事 務 |
|--------|---|
| 総務審査担当 | 1 人事委員会委員及び人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事。 3 公印の管守並びに文書の收受、発送及び保管に関する事。 4 財務事務に関する事。 5 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査請求に関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。 8 職員の服務、分限、懲戒その他身分取扱いに関する事。 9 職員の退職管理に関する事。 10 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録に関する事。 11 職員の勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関する事。 12 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関する事。 13 委託された公平委員会の事務処理に関する事。 14 他担当の所掌に属しない事務に関する事。 |
| 人材確保担当 | 1 職員の任命の方法についての一般的基準の制定に関する事。 2 職員の採用試験に関する事。 |
| 任用給与担当 | 1 職員の採用選考その他任用に関する事。 2 職員の臨時的任用に関する事。 3 職員の定年等に関する事。 4 職員の研修制度及び人事評価制度に関する事。 5 職員の給与等についての研究報告及び必要な勧告に関する事。 6 民間給与の調査報告及び生計費の調査に関する事。 7 職員の給与その他給与に関する事。 8 職員に対する給与の支払監理に関する事。 |

6 事務局の職員

(平成30年5月7日現在)

| 担当名及び職名 | | 氏 名 | 発 令 年 月 日 |
|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 事 務 局 長 | | 山 崎 万 里 子 | H 2 9 . 4 . 1 |
| 副 事 務 局 長 | | 角 田 善 孝 | H 3 0 . 4 . 1 |
| 人 事 主 幹 | | 古 沢 博 文 | H 2 9 . 4 . 1 |
| 総務審査担当 | 係 長 | 前 田 里 美 | H 3 0 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 安 心 院 哲 朗 | H 3 0 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 森 恵 美 | H 2 9 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 光 富 柊 介 | H 2 9 . 4 . 1 |
| | 非常勤職員 | 北 川 弘 美 | H 2 9 . 4 . 1 |
| 人材確保担当 | 係 長 | 安 田 和 樹 | H 3 0 . 4 . 1 |
| | 主 査 | 平 井 弥 加 | H 2 8 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 武 次 俊 平 | H 3 0 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 重 久 眞 未 | H 2 9 . 4 . 1 |
| | 主事(臨時的任用) | 坪 上 美 帆 | H 2 9 . 7 . 8 |
| 任用給与担当 | 係 長 | 江 口 里 司 | H 2 9 . 4 . 1 |
| | 副 主 査 | 宮 後 巧 | H 3 0 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 香 田 康 典 | H 2 9 . 4 . 1 |
| | 主 事 | 江 口 晃 代 | H 2 8 . 4 . 1 |

7 平成30年度予算

(単位:千円)

| 区 分 | | 当初予算 | 補正予算 | 最終予算 | 予算額の費目別内訳 |
|-----|------------------|---------|-------|-------------|-------------------|
| 歳入 | 警察官採用共同試験実施収入 | 199 | 42 | 241 | 雑 入 590 (財源充当) |
| | " (警務課財源充当分) | | | (508) | |
| | 市町村等公平委員会受託事務収入 | 468 | 119 | 349 | |
| | 合 計 | 667 | 77 | 590 | |
| 歳出 | 委員報酬 | 6,528 | | 6,528 | 報 酬 6,528 |
| | 職員給与費 | 108,807 | 6,567 | 102,240 | 給 料 51,529 |
| | 人 件 費 小 計 | 115,335 | 6,567 | 108,768 | 職員手当等 32,761 |
| | 委員活動費 | 982 | | 982 | 共 済 費 17,950 |
| | 事務局一般運営費 | 4,481 | 146 | 4,335 | 報 酬 2,076 |
| | 任用関係事務費 | 21,085 | 1,872 | 19,213 | 職員手当等 600 |
| | 給与調査研究費 | 1,195 | 281 | 914 | 共 済 費 341 |
| | 公平審査費 | 322 | 155 | 167 | 報 償 費 436 |
| | 労働基準監督等事務費 | 306 | 110 | 196 | 旅 費 4,970 |
| | 市町村等公平委員会受託事務処理費 | 468 | 119 | 349 | 交 際 費 10 |
| | 会議開催費 | 72 | 35 | 37 | 需 用 費 3,893 |
| | 事 業 費 小 計 | 28,911 | 2,718 | 26,193 | 役 務 費 346 |
| | 合 計 | 144,246 | 9,285 | 134,961 | 委 託 料 6,775 |
| | | | | 使 賃 料 2,909 | |
| | | | | 負 担 金 3,873 | |

人事委員会

1 人事委員会の開催状況

平成30年度における人事委員会の会議は定例会24回、臨時会2回、計26回であり、その開催状況は次表のとおりである。

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|--------------------|--|
| H30. 4. 6 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 委員長職務代理者の指定について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 特定任期付職員業績手当支給に係る判断結果について</p> <p>2 平成29年度苦情相談の状況について</p> <p>3 有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外の認定等の状況について</p> <p>4 懲戒処分について</p> |
| H30. 4.23 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>2 佐賀県が行う公平委員会の事務の受託に関する協議について</p> <p>3 平成30年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の実施要綱について</p> <p>4 口頭により開示請求できる個人情報(人事委員会告示)の一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 平成30年職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>2 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について</p> <p>3 平成29年度佐賀県職員採用試験における任命権者(教育委員会、警察本部)の選択結果について</p> <p>4 平成30年度佐賀県職員採用試験〔行政特別枠・教育行政特別枠〕の申込状況について</p> |
| H30. 5.10 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 審査請求に係る受理決定の可否について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 懲戒処分について</p> |
| H30. 5.23 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用通知第1項第2号の規定に基づく承認について</p> <p>2 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用通知第2項第3号の規定に基づく承認について</p> <p>3 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 平成29年度佐賀県職員採用試験における任命権者(知事部局)の選択結果について</p> |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|--------------------|---|
| H30. 6.11 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)実施要綱について 2 平成30年度佐賀県職員採用試験(民間企業等職務経験者)実施要綱について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年職種別民間給与実態調査の実施状況について 2 平成30年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について |
| H30. 6.28 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第52条の規定に基づく承認について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年職種別民間給与実態調査の完了について 2 平成30年度佐賀県警察官B採用試験に係る実施計画の報告及び事務の協力依頼について 3 平成30年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の採用予定者数の変更について 4 平成30年(審)第1号事案に係る答弁書及び証拠(書証)の認否について 5 平成30年度労働基準法等事業所実態調査について |
| H30. 7.12 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠・教育行政特別枠〕の最終合格者の決定について 2 職員の採用選考(臨床心理士)の事前協議について 3 職員の採用選考(情報技術専門員)の事前協議について 4 単身赴任手当の運用についての一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度佐賀県警察官A特別採用試験の実施結果について 2 平成30年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の採用予定者数の変更について |
| H30. 7.26 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐賀県が行う公平委員会の事務の委任について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年(審)第1号事案に係る審査請求人からの反論書等の提出及び取下げについて 2 2018人事委員会勧告に向けた要求書について 3 懲戒処分について |
| H30. 8.10 (定例会) | <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事院の給与勧告等について 2 職員の給与等に関する報告資料の概要について |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|--------------------|--|
| H30. 8.23 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 平成30年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告資料(平成30年職種別民間給与実態調査)の概要について</p> <p>2 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について</p> <p>3 九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の議題について</p> <p>4 平成30年度佐賀県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の申込状況について</p> <p>5 平成30年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第2回)(第1次選考)の実施要綱について</p> <p>6 平成30年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について</p> |
| H30. 9. 7 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告資料の概要について</p> <p>2 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する任命権者からの意見等について</p> <p>3 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について</p> <p>4 平成30年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の申込状況について</p> <p>5 懲戒処分について</p> |
| H30. 9.20 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2 組織改正等に伴う関係規則等の改正について</p> <p>(1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 級別職務区分表の一部改正について</p> <p>(3) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する職員団体からの要請について(高教組、県職労・佐教組)</p> <p>2 平成30年度佐賀県警察官A採用試験の実施結果について</p> <p>3 平成30年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)における採用候補者名簿の採用予定者数の変更について</p> |
| H30.10. 2 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 懲戒処分について</p> |
| H30.10.10 (臨時会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 職員団体との事前会見について(県職労・佐教組)</p> |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|--------------------|--|
| H30.10.29 (定例会) | (議事事項) 1 宿日直勤務の許可について (報告事項) 1 職員団体との勧告当日会見について 2 会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について |
| H30.11.7 (定例会) | (議事事項) 1 平成30年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の最終合格者の決定について (報告事項) 1 各都道府県の人事委員会勧告の状況等について 2 平成30年度佐賀県職員採用試験における任命権者(警察本部)の選択結果について |
| H30.11.29 (定例会) | (議事事項) 1 平成30年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者(ＵＪＩターン枠)〕の最終合格者の決定について 2 平成30年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者(社会人経験枠)〕の最終合格者の決定について 3 期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いの承認について(知事部局、教育委員会) 4 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (報告事項) 1 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて 2 平成30年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第3回)(第1次選考)の実施要綱について 3 平成30年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について |
| H30.12.14 (定例会) | (報告事項) 1 平成30年度佐賀県警察官B採用試験の実施結果について |
| H30.12.25 (定例会) | (議事事項) 1 公文書開示請求への対応について |
| H31.1.9 (定例会) | (報告事項) 1 公文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求について |
| H31.1.24 (定例会) | (議事事項) 1 平成31年度佐賀県職員採用試験の実施計画について 2 平成31年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠・教育行政特別枠〕の実施要綱について 3 公文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求に対する弁明書について 4 解雇予告除外認定について (報告事項) 1 平成31年度佐賀県警察官A特別採用試験に係る実施計画の報告及び事務の協力依頼について 2 職務・職責と給与のより適切な対応関係を構築するための給料表の検討について 3 平成30年度労働基準法等事業所実態調査の結果について 4 懲戒処分について |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|--------------------|--|
| H31. 2. 8 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 職員の採用選考について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 平成31年度佐賀県警察官A採用試験に係る実施計画の報告及び事務の協力依頼について</p> |
| H31. 2.19 (臨時会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について</p> <p>(1) 乙第2号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>(2) 乙第3号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>(3) 乙第10号議案 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>(4) 乙第27号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)</p> <p>(5) 乙第29号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 公務労組協議会地方公務員部会等からの要請書について</p> <p>2 公文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求の反論書について</p> |
| H31. 2.28 (定例会) | <p>(議事事項)</p> <p>1 平成30年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について</p> <p>(1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 初任給調整手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(3) 初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認についての一部改正について</p> <p>(4) 宿日直手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(5) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(6) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について</p> <p>2 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について</p> <p>3 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について</p> <p>(1) 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について</p> <p>(2) 教員特殊業務手当の運用についての一部改正について</p> <p>4 公文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求における佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について</p> <p>5 職員の採用選考について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 職員団体からの2019年民間給与実態調査等に関する申し入れについて</p> |

| 開催年月日 | 議 案 等 |
|--------------------|--|
| H31. 3.15 (定例会) | (議事事項) 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について (2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (4) 級別職務区分表の一部改正について (5) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 職員の採用選考について 4 職員の転任協議について 5 扶養手当の運用についての一部改正について 6 改元に伴う運用通知の一部改正について (1) 住居手当の運用についての一部改正について (2) 通勤手当の運用についての一部改正について (3) 特勤手当等の運用についての一部改正について (4) 佐賀県職員の退職管理に関する規則の運用についての一部改正について 7 佐賀県職員の管理職手当に関する規則の運用についての一部改正について 8 公文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求の決定期間の延長について 9 措置要求に係る受理決定の可否について |
| H31. 3.25 (定例会) | (議事事項) 1 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について 2 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について 3 昭和50年佐教組事案等に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について 4 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について (2) 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正について (3) 通勤手当に関する規則の一部改正について (4) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (5) 宿日直手当に関する規則の一部改正について 5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について等の一部改正について (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について (2) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について (3) 時間外勤務代休時間の指定及び時間外勤務手当の支給の取扱いについての一部改正について (4) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について 6 佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正について 7 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正について 8 採用選考取扱要領の一部改正について (報告事項) 1 平成31年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)の実施要綱について 2 佐賀県人材育成基本方針について |

2 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項に基づき議会から条例案について意見を求められたものは次のとおりである。

| 意見提出 年月日 | 議案 番号 | 条 例 名 | 意 見 |
|-------------|----------|--------------------------------------|----------|
| H31. 2.19 | 乙 2 | 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 | 異議ありません。 |
| | 乙 3 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | |
| | 乙 1 0 | 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例 | |
| | 乙 2 7 | 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 | |
| | 乙 2 9 | 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例 | |

3 委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正

次表のとおり規則、告示及び訓令等の改正を行った。

| 番号 | 公 布 年月日 | 施行又は 適用年月日 | 規 則 等 名 | 概 要 |
|----------|------------|---------------|---------------------------------|---|
| 規則 11 | H31. 3.29 | H31. 4. 1 | 佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正 | 事務局長への委任事項に事務局職員の時間外勤務に関する事項を加えることとした。(第2条関係) |
| 細則 1 | H31. 3.29 | H31. 4. 1 | 佐賀県人事委員会事務局の副事務局長専決に関する細則の一部改正 | (1) 副事務局長の専決事項に時間外勤務の命令に関する事務を加えることとした。(第2条関係) (2) 副事務局長の専決事項の一部を係長が専決できることとした。(第3条関係) |
| 訓令 1 | H31. 3.29 | H31. 3.29 | 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正 | 事務局長が専決することができる事務に次のものを加えることとした。(別表関係) (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条第3項において準用する同法第19条第2項の規定による解雇の予告の除外事由についての認定に関すること(緊急を要する場合に限る。) |

業務の執行

公平審査事務

1 職員の分限処分及び懲戒処分

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第3条及び第5条の規定に基づき、平成30年度に任命権者から職員を分限処分又は懲戒処分に付した旨通知があった件数は次のとおりである。

| 任命権者 | 分限処分 | | | | 懲戒処分 | | | | |
|--------|------|----|----------|---|------|----|----|----|---|
| | 免職 | 休職 | 降任 降給 | 計 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 計 |
| 知事 | | | | | 1 | 2 | | | 3 |
| 県議会議長 | | | | | | | | | |
| 代表監査委員 | | | | | | | | | |
| 教育委員会 | | | | | 1 | 3 | | | 4 |
| 警察本部長 | | | | | | 1 | | | 1 |
| 計 | | | | | 2 | 6 | | | 8 |

2 勤務条件に関する措置要求（受託団体関係分を除く）

（1）措置要求の処理状況

| 区分 | 平成29年度末 (H30.3.31) 係属件数 | 平成30年度中 | | 平成30年度末 (H31.3.31) 係属件数 |
|------|-------------------------------|---------|------|-------------------------------|
| | | 措置要求件数 | 処理件数 | |
| 措置要求 | 0 | 0 | 0 | 0 |

（2）平成30年度の処理結果

なし

3 不利益処分についての審査請求（受託団体関係分を除く）

（1）審査請求の処理状況（再審査請求を除く）

| 区分 | | 平成29年度末 (H30.3.31) 係属件数 | 平成30年度中 | | 平成30年度末 (H31.3.31) 係属件数 |
|-----------|----|-------------------------------|---------|-------|-------------------------------|
| | | | 審査請求件数 | 処理件数 | |
| 分限処分 | 降給 | | | | |
| | 降任 | | | | |
| | 休職 | | | | |
| | 免職 | | | | |
| 懲戒処分 | 戒告 | 6,724 | | 1,565 | 5,159 |
| | 減給 | | | | |
| | 停職 | | 1 | 1 | |
| | 免職 | | | | |
| その他（転任など） | | | | | |
| 合計 | | 6,724 | 1 | 1,566 | 5,159 |

(2) 平成 30 年度審査の結果

| 事案名 | 審査等の状況 |
|-----------------------|---------------------------|
| 平成 30 年 (審) 第 1 号事案 | 審査請求の取下げ 平成 30 年 7 月 23 日 |

4 苦情相談の状況

地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号の規定に基づく苦情相談について、職員から平成 30 年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

| 相談者の所属 | 相談内容 |
|--------|----------------|
| 知事部局 | 勤務条件関係 (1 件) |
| 教育委員会 | 勤務条件関係 (2 件) |
| 計 | 3 件 |

5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て

平成 30 年度中に、公立学校の学校医等から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 5 条第 1 項の規定により審査の請求がなされたものはなく、また、現在当委員会に係属している事案もない。

6 退職手当の支給制限等の処分についての意見

平成 30 年度中に、佐賀県職員の退職手当に関する条例第 18 条第 1 項の規定により人事委員会の意見を聴かれたものはない。

7 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況

(1) 規則の制定又は改正等

不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正は、平成 30 年度はなかった。

(2) 告示の制定又は改正等

不利益処分についての審査請求に関する手続規程等の改正は、平成 30 年度はなかった。

職員団体事務

1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

組織、職制、権限の分配等に変更があったものについて、次表のとおり管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正した。

| 規則番号 | 公布年月日 | 施行又は適用年月日 | 規則名 | 概要 |
|------|----------|-----------|--------------------------|---|
| 11 | H30.9.28 | H30.10.1 | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | <p>名称を変更した機関・職</p> <p>【知事部局】 (現地機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央児童相談所 所長 <u>児童相談所</u> 所長 ・窯業技術センター <u>企画総務課長</u> 窯業技術センター <u>総務課長</u> <p>その他 上記の名称変更に伴い備考を改正した。</p> <p>備考</p> <p>4 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「ウイルス課長」、「<u>企画総務課長</u>」、「<u>総務企画課長</u>」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、ウイルス課長、<u>企画総務課長</u>、<u>総務企画課長</u>又は専門技術部長をいう。</p> <p>4 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「ウイルス課長」、「<u>総務企画課長</u>」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、ウイルス課長、<u>総務企画課長</u>又は専門技術部長をいう。</p> |

2 管理職員等の範囲一覧表

(平成31年3月31日現在)

| 機 関 | | 職 員 |
|------|---------------|--|
| 本 庁 | 議会事務局 | 事務局長 副事務局長 課長 副課長 秘書担当の係長 |
| | 知事部局(出納局を含む。) | 部長 理事 事務局長 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 次長 政策総括監 副局長 出納 局長 課長 センター長 室長(行政経営室) 推進監 副課長 副センター長 マネージャー 副室長(行政経営 室) 秘書担当の係長(秘書課) 法制担当の係長(法務私 学課) 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の 係長(人事課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に關す る事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主査、副主査 及び主事(人事課) |
| | 教育委員会事務局 | 理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 参 事(教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団 体を担当するものに限る。) 副課長 人事主幹 人事又は 給与担当の係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人 事、法規、給与又は健康管理担当の係長(教職員課) 人事、 給与若しくはサービス担当(企画に關する事務の担当に限る。) 又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事(教 職員課) |
| | 選挙管理委員会事務局 | 書記長 |
| | 人事委員会事務局 | 事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は 給与勧告担当の主査、副主査及び主事 |
| | 監査委員事務局 | 事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限 る。) |
| | 労働委員会事務局 | 事務局長 課長 副課長 |
| | 海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 |
| 現地機関 | 首都圏事務所 | 所長 |
| | 消防学校 | 校長 |
| | 自治修習所 | 所長 |
| | 公文書館 | 館長 |
| | 県税事務所 | 所長 副所長 総務課長 |
| | 佐賀空港事務所 | 所長 副所長 |
| | 博物館 | 館長 統括副館長 副館長 |
| | 九州陶磁文化館 | 館長 統括副館長 |
| | 名護屋城博物館 | 館長 統括副館長 |
| | 佐賀城本丸歴史館 | 館長 統括副館長 |
| | 図書館 | 館長 副館長 |
| | 環境センター | 所長 |
| | 保健福祉事務所 | 所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長 |
| | 総合福祉センター | 所長 副所長 |
| | 児童相談所 | 所長 |
| | 地域生活リハビリセンター | 所長 |
| | 衛生薬業センター | 所長 副所長 ウイルス課長 |
| | 療育支援センター | 所長 副所長 総務課長 |

| 機 関 | | 職 員 |
|--------------|----|---|
| 九千部学園 | | 園長 副園長 総務課長 |
| 虹の松原学園 | | 園長 総務課長 |
| 総合看護学院 | | 学院長 副学院長 事務長(学院長が非常勤である場合で、副学院長を総括補佐する場合に限る。) |
| 精神保健福祉センター | | 所長 |
| 食肉衛生検査所 | | 所長 副所長 総務課長 |
| 関西・中京事務所 | | 所長 |
| 有田窯業大学校 | | 校長 副校長(校長が非常勤である場合に限る。) |
| 窯業技術センター | | 所長 副所長 総務課長 |
| 工業技術センター | | 所長 副所長 |
| 産業技術学院 | | 学院長 副学院長 総務企画課長 |
| 農林事務所 | | 所長 センター長 副所長 |
| 農業技術防除センター | | 所長 副所長 専門技術部長 |
| 上場営農センター | | 所長 副所長 |
| 農業試験研究センター | 本場 | 所長 副所長 |
| | 分場 | 分場長 |
| 農業大学校 | | 校長 副校長 |
| 果樹試験場 | | 場長 副場長 |
| 茶業試験場 | | 場長 |
| 畜産試験場 | | 場長 副場長 |
| 家畜保健衛生所 | | 所長 副所長 総務課長(中部家畜保健衛生所に限る。) |
| 水産振興センター | | 所長 副所長 |
| 高等水産講習所 | | 所長 |
| 林業試験場 | | 場長 |
| 土木事務所 | | 所長 副所長 |
| ダム管理事務所 | | 所長 |
| 有明海沿岸道路整備事務所 | | 所長 副所長 |
| 教育事務所 | 本所 | 所長 教育指導監 副所長(本務としての職に限る。) 管理主任 管理主事 |
| | 支所 | 支所長 管理主任 |
| 教育センター | | 所長 副所長 |
| 県立学校 | | 校長 副校長 教頭 統括事務長 事務長 |

- 備考 1 本庁の知事部局(出納局を含む)、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、課長の職務を総括補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。
- 2 本庁の知事部局(出納局を含む。)の項中に規定する「副センター長」とは、センター長の職務を総括補佐する副センター長をいう。
- 3 本庁の知事部局(出納局を含む。)の項中に規定する「マネージャー」とは、推進監の職務を総括補佐するマネージャーをいう。

- 4 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「ウイルス課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、ウイルス課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。

3 職員団体の登録（受託団体関係分を除く）

当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

| 職員団体の名称 | 所在地 | 代表者 | 単位団体 連合体の別 | 登録 | | H30 年度の 登録事項 |
|------------------|-----------------------------------|-----------------|---------------|----|--------------------------|---|
| | | | | 番号 | 年月日 | |
| 佐賀県職員労働組合 | 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号(県庁内) | 執行委員長 井上 次人 | 単位団体 | 1 | S41.10.12 (S26. 5.11) | H30.4.17 役員の変更 |
| 佐賀県高等学校 教職員組合 | 佐賀市高木瀬町大 字東高木 227-1 佐賀県教育会館 | 執行委員長 永尾 実 | " | 2 | S41.10.12 (S26.11.26) | H30.4.17 役員の変更 H31.2.5 役員の変更 H31.2.5 役員の変更 |
| 佐賀県教職員 組合 | " | 執行委員長 井手 美保子 | " | 3 | S41.10.12 (S26.10.26) | H30.4.17 役員の変更 |
| 佐賀県教職員 連合会 | 武雄市武雄町昭和 4-6 昭和天神ビル 201 | 執行委員長 前田 一貴 | " | 6 | S49. 6.26 | H30.4.20 規約の変更 H30.4.24 役員の変更 H30.6.11 規約の変更 |

（注）登録年月日欄の（ ）内は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 71 号）施行前の地方公務員法に基づく登録年月日である。

4 法人格付与法に基づく申請及び変更届

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和 53 年法律第 80 号）に基づく申請及び変更届は、平成 30 年度中はなかった。

任用事務

1 採用試験

(1) 平成30年度採用試験の概要

| 試験区分 | 主な受験資格 | 受付期間 | 日程・試験内容 | | 最終合格 発表日 |
|--|--|--------------|--|--|-------------|
| | | | 1次試験 | 2次試験 | |
| 行政 (特別枠) 教育行政 (特別枠) 大学卒業程度 | 平成5年4月2日 から平成9年 4月1日までに 生まれた人 | 3月1日 ~29日 | 4月22日 佐賀大学・都道 府県会館(東京 都)・ホテルルポ ール麹町(東京 都) ・教養試験 ・語学資格保有 加点 | 5月24日~ 26日 都道府県会館 (東京都) 5月28日~ 6月1日 庁内会議室 ・面接試験 ・論文試験(1 次試験日に 実施) 〔3次試験〕 7月3日、4 日、7日~9日 庁内会議室 ・面接試験 | 7月13日 |

| 試験区分 | 主な受験資格 | 受付期間 | 日程・試験内容 | | 最終合格 発表日 |
|--|---|--------------|--|--|-------------|
| | | | 1次試験 | 2次試験 | |
| 行政 教育行政 警察事務 心理 電気 総合土木 建築 化学 農政 林業 水産 保健師 管理栄養士 大学卒業程度 | 〔保健師〕 平成元年4月 2日から平成10 年4月1日まで に生まれた人 保健師免許の 取得者又は令和 元年8月31日ま でに取得見込み の人 〔管理栄養士〕 平成元年4月 2日から平成9 年4月1日まで に生まれた人 管理栄養士免 許の取得者又は 令和元年8月31 日までに取得見 込みの人 〔その他の試験 区分〕 平成元年4月2 日から平成9年 4月1日までに 生まれた人 | 5月7日 ~25日 | 6月24日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保有加点 | 7月16日 佐賀大学 ・論文試験 7月28日~ 8月3日 庁内会議室 ・面接試験 | 8月24日 |

| 試験区分 | 主な受験資格 | 受付期間 | 日程・試験内容 | | 最終合格 発表日 | |
|--------|-------------------------------|---|-----------------|----------------|---|--------|
| | | | 1次試験 | 2次試験 | | |
| 大学卒業程度 | 民間企業等職務経験者 UJIターン 枠（行政） | 昭和34年4月2日以降に生まれた人 県外に本社を置く民間企業等における職務経験が平成30年6月末日現在通算して5年以上ある人 | 7月17日～ 8月17日 | アピールシートによる書類選考 | 10月6日、7日 東横イン佐賀駅前 10月6日～8日 都道府県会館（東京都） ・面接試験 〔最終試験〕 11月3日、4日 庁内会議室 ・面接試験 11月4日 庁内会議室 ・論文試験 | 11月30日 |
| | 民間企業等職務経験者 社会人経験枠 （行政） | 昭和54年4月2日以降に生まれた人 | | | 10月13日、14日 庁内会議室 ・面接試験 10月14日 庁内会議室 ・論文試験 〔最終試験〕 11月17日 庁内会議室 ・面接試験 ・プレゼンテーション試験 | |

| 試験区分 | | 主な受験資格 | 受付期間 | 日程・試験内容 | | 最終合格 発表日 |
|----------|--|---|--------------|--|--|-------------|
| | | | | 1次試験 | 2次試験 | |
| 短期大学卒業程度 | 生活指導員 | 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 | 8月6日 ～24日 | 9月23日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 | 10月16日 庁内会議室 ・論文試験 10月24日 庁内会議室 ・面接試験 | 11月8日 |
| | 行政 教育行政 警察事務 電気 機械 総合土木 建築 農業 林業 | 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ただし、学校教育法に規定する大学（短大を除く）を卒業した人は除く | 8月6日 ～24日 | 9月23日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験（電気、 機械、総合土木、 建築、農業、林業 のみ） | 10月16日 庁内会議室 ・作文試験 10月23日～25日 庁内会議室 ・面接試験 | 11月8日 |

平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(2) 平成30年度採用試験の実施状況

| 試験名 | 試験区分 | 採用予定者数 | 申込者数 | 受験者数 (A) | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 3次受験者数 | 最終合格者数 (B) | 倍率 |
|------|---------------|--------|-------|----------|--------|--------|--------|--------|------------|-------|
| | | 当初 | | | | | | | | (A/B) |
| 大卒程度 | 行政 (特別枠) | 36 | 1,005 | 950 | 159 | 148 | 72 | 63 | 36 | 26.4 |
| 大卒程度 | 教育行政 (特別枠) | 15 | 161 | 146 | 63 | 56 | 31 | 31 | 17 | 8.6 |

| 試験名 | 試験区分 | 採用予定者数 (当初) | 申込者数 | 受験者数 (A) | 1次 合格者数 | 2次 受験者数 | 最終合格者数 (B) | 倍率 (A / B) |
|------------------------|-------------------------|----------------|-------|---------------|------------|------------|-----------------|-----------------|
| 大卒程度 | 行政 | 26 | 239 | 181 | 63 | 45 | 26 | 7.0 |
| | 教育行政 | 25 | 121 | 100 | 50 | 46 | 25 | 4.0 |
| | 警察事務 | 1 | 16 | 12 | 6 | 6 | 3 | 4.0 |
| | 心理 | 3 | 16 | 12 | 5 | 4 | 3 | 4.0 |
| | 電気 | 1 | 4 | 2 | 1 | 0 | - | - |
| | 総合土木 | 13 | 18 | 15 | 13 | 12 | 11 | 1.4 |
| | 建築 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1.5 |
| | 化学 | 4 | 26 | 17 | 6 | 6 | 4 | 4.3 |
| | 農政 | 16 | 43 | 37 | 17 | 15 | 15 | 2.5 |
| | 林業 | 3 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1.0 |
| | 水産 | 2 | 11 | 9 | 4 | 4 | 2 | 4.5 |
| | 保健師 | 6 | 18 | 16 | 7 | 7 | 6 | 2.7 |
| | 管理栄養士 | 1 | 9 | 8 | 3 | 3 | 1 | 8.0 |
| | 計 | 103 | 528 | 414 | 179 | 152 | 100 | 4.1 |
| | 民間企業等職務経験者 (UJ1ターン枠) | 10 | 296 | 296 | 101 | 88 | 10 | 29.6 |
| 民間企業等職務経験者 (社会人経験枠) | 3 | 75 | 75 | 21 | 19 | 3 | 25.0 | |
| 計 | 13 | 371 | 371 | 122 | 107 | 13 | 28.5 | |
| 短大程度 | 生活指導員 | 3 | 15 | 12 | 6 | 6 | 3 | 4.0 |
| 計 | 3 | 15 | 12 | 6 | 6 | 3 | 4.0 | |
| 高卒程度 | 行政 | 5 | 61 | 53 | 18 | 18 | 5 | 10.6 |
| | 教育行政 | 8 | 80 | 71 | 24 | 23 | 8 | 8.9 |
| | 警察事務 | 1 | 24 | 21 | 9 | 9 | 3 | 7.0 |
| | 電気 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 |
| | 機械 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 |
| | 総合土木 | 6 | 21 | 20 | 12 | 12 | 9 | 2.2 |
| | 建築 | 1 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 3.0 |
| | 農業 | 3 | 11 | 11 | 5 | 5 | 3 | 3.7 |
| | 林業 | 2 | 9 | 5 | 3 | 3 | 3 | 1.7 |
| 計 | 28 | 212 | 186 | 75 | 74 | 34 | 5.5 | |
| 県職員合計 (特別枠含む) | | 198 | 2,292 | 2,079 | 604 | 543 | 203 | 10.2 |

平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(3) 採用試験の過去の実施状況(平成26~30年度)

| 試験区分 | 年度 | 26 | | | | | | 27 | | | | | | 28 | | | | | |
|-------------------|---------|-------|--------|-------|----------|---------|-------|-------|--------|-------|----------|---------|-------|-------|--------|-------|----------|---------|-----|
| | | 申込者 | 受験者(A) | 一次合格者 | 最終合格者(B) | 競争率A/B倍 | 採用者 | 申込者 | 受験者(A) | 一次合格者 | 最終合格者(B) | 競争率A/B倍 | 採用者 | 申込者 | 受験者(A) | 一次合格者 | 最終合格者(B) | 競争率A/B倍 | 採用者 |
| 大卒程度 | 行政 | 476 | 358 | 41 | 25 | 14.3 | 20 | 373 | 287 | 50 | 25 | 11.5 | 13 | 413 | 314 | 90 | 38 | 8.3 | 32 |
| | 教育行政 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察事務 | 62 | 43 | 17 | 10 | 4.3 | 8 | 50 | 36 | 9 | 6 | 6.0 | 3 | 50 | 38 | 12 | 4 | 9.5 | 2 |
| | 心理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 心理(警察) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 電気 | 22 | 16 | 6 | 2 | 8.0 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| | 電気(警察) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 機械(知事) | | | | | | | | | | | | | 8 | 6 | 3 | 2 | 3.0 | 2 |
| | 機械(警察) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 総合土木 | 37 | 28 | 13 | 10 | 2.8 | 9 | 57 | 32 | 16 | 11 | 2.9 | 11 | 35 | 28 | 14 | 8 | 3.5 | 8 |
| | 建築 | 12 | 9 | 5 | 3 | 3.0 | 3 | 10 | 9 | 3 | 2 | 4.5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2.0 | 0 |
| | 化学 | 26 | 21 | 3 | 1 | 21.0 | 1 | 24 | 14 | 6 | 2 | 7.0 | 2 | | | | | | |
| | 化学(警察) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農政 | 67 | 55 | 27 | 10 | 5.5 | 10 | 56 | 43 | 12 | 6 | 7.2 | 6 | 54 | 44 | 23 | 15 | 2.9 | 15 |
| | 林業 | 12 | 7 | 3 | 3 | 2.3 | 3 | 8 | 4 | 1 | 1 | 4.0 | 1 | | | | | | |
| | 水産 | 11 | 9 | 4 | 2 | 4.5 | 2 | 16 | 10 | 4 | 2 | 5.0 | 2 | 16 | 14 | 6 | 4 | 3.5 | 4 |
| | 薬剤師 | 5 | 2 | 2 | 2 | 1.0 | 2 | 6 | 6 | 3 | 3 | 2.0 | 3 | 6 | 5 | 3 | 1 | 5.0 | 1 |
| | 保健師 | 46 | 41 | 16 | 7 | 5.9 | 6 | 15 | 14 | 6 | 2 | 7.0 | 2 | 10 | 10 | 3 | 1 | 10.0 | 1 |
| | 保健師(警察) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 管理栄養士 | | | | | | | | | | | | | 28 | 24 | 6 | 2 | 12.0 | 2 |
| 少年補導職員 | | | | | | | | | | | | | 4 | 3 | 1 | 0 | - | 0 | |
| 小計 | 776 | 589 | 137 | 75 | 7.9 | 66 | 615 | 455 | 110 | 60 | 7.6 | 45 | 626 | 488 | 163 | 76 | 6.4 | 67 | |
| 民間企業経験者(UJターン枠) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間企業経験者(社会人経験枠) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間企業経験者(行政) | 471 | 471 | 101 | 23 | 20.5 | 18 | 389 | 389 | 103 | 20 | 19.5 | 18 | 400 | 400 | 100 | 17 | 23.5 | 14 | |
| 民間企業経験者(建築) | 14 | 14 | 9 | 3 | 4.7 | 2 | 18 | 18 | 9 | 3 | 6.0 | 2 | | | | | | | |
| 民間企業経験者(薬剤師) | | | | | | | 3 | 3 | 3 | 2 | 1.5 | 2 | | | | | | | |
| U・Iターン型JICAボランティア | 16 | 16 | 3 | 2 | 8.0 | 2 | 13 | 13 | 6 | 2 | 6.5 | 2 | 15 | 15 | 6 | 1 | 15.0 | 1 | |
| U・Iターン型地域おこし協力隊 | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 0 | - | - | 3 | 3 | 3 | 1 | 3.0 | 1 | |
| 行政(特別枠) | 1,020 | 897 | 161 | 47 | 19.1 | 35 | 1,225 | 1,144 | 251 | 63 | 18.2 | 40 | 1,242 | 1,176 | 256 | 64 | 18.4 | 43 | |
| 教育行政(特別枠) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大卒合計 | 2,297 | 1,987 | 411 | 150 | 13.2 | 123 | 2,264 | 2,023 | 483 | 150 | 13.5 | 109 | 2,286 | 2,082 | 528 | 159 | 13.1 | 126 | |

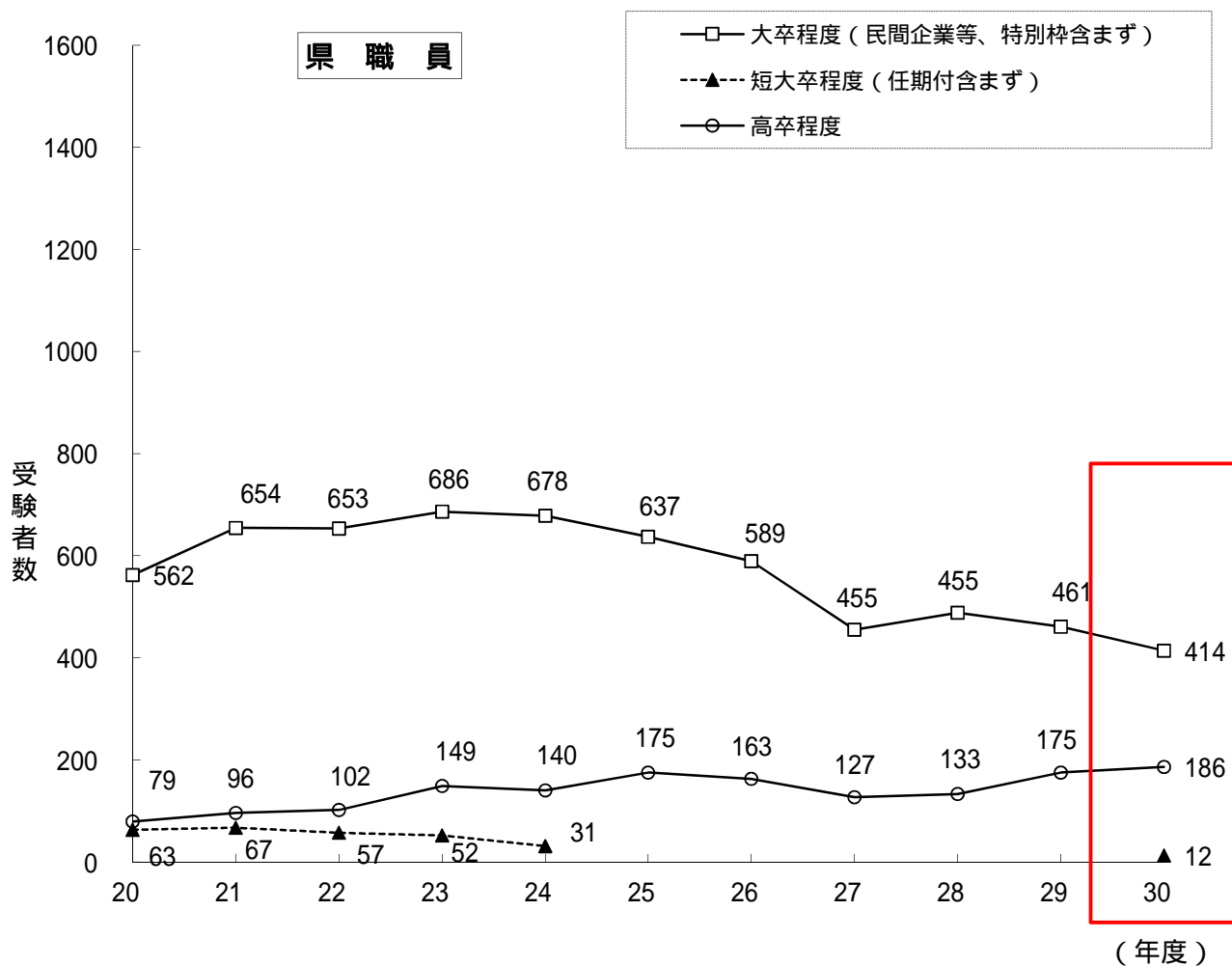
| 29 | | | | | | 30 | | | | | | |
|-------------|--------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------|-------------|-------------|--------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------|-------------|-------------|
| 申 込 者 | 受 験 者 (A) | 一 次 合 格 者 | 最 終 合 格 者 (B) | 競 争 率 A/B 倍 | 採 用 者 | 申 込 者 | 受 験 者 (A) | 一 次 合 格 者 | 最 終 合 格 者 (B) | 競 争 率 A/B 倍 | 採 用 者 | 備 考 |
| 208 | 158 | 39 | 10 | 15.8 | 8 | 239 | 181 | 63 | 26 | 7.0 | 20 | 行政 |
| 153 | 129 | 67 | 30 | 4.3 | 24 | 121 | 100 | 50 | 25 | 4.0 | 19 | 教育行政 |
| 35 | 32 | 12 | 4 | 8.0 | 2 | 16 | 12 | 6 | 3 | 4.0 | 3 | 警事 |
| 12 | 12 | 6 | 3 | 4.0 | 3 | 16 | 12 | 5 | 3 | 4.0 | 3 | 心理 |
| | | | | | | | | | | | | 心(警) |
| | | | | | | 4 | 2 | 1 | 0 | - | - | 電気 |
| | | | | | | | | | | | | 電(警) |
| 3 | 3 | 1 | 1 | 3.0 | 1 | | | | | | | 機械 |
| 6 | 2 | 1 | 1 | 2.0 | 1 | | | | | | | 機(警) |
| 23 | 16 | 11 | 8 | 2.0 | 8 | 18 | 15 | 13 | 11 | 1.4 | 9 | 総合土木 |
| 9 | 9 | 5 | 5 | 1.8 | 5 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1.5 | 2 | 建築 |
| 25 | 21 | 9 | 4 | 5.3 | 4 | 26 | 17 | 6 | 4 | 4.3 | 2 | 化学 |
| | | | | | | | | | | | | 化(警) |
| 48 | 40 | 20 | 14 | 2.9 | 14 | 43 | 37 | 17 | 15 | 2.5 | 15 | 農政 |
| 9 | 6 | 3 | 3 | 2.0 | 3 | 4 | 2 | 2 | 2 | 1.0 | 2 | 林業 |
| 15 | 13 | 6 | 3 | 4.3 | 3 | 11 | 9 | 4 | 2 | 4.5 | 2 | 水産 |
| | | | | | | | | | | | | 薬剤 |
| 18 | 16 | 8 | 4 | 4.0 | 4 | 18 | 16 | 7 | 6 | 2.7 | 6 | 保健 |
| | | | | | | | | | | | | 保(警) |
| | | | | | | 9 | 8 | 3 | 1 | 8.0 | 1 | 栄養 |
| 5 | 4 | 2 | 2 | 2.0 | 1 | | | | | | | 少補 |
| 569 | 461 | 190 | 92 | 5.0 | 81 | 528 | 414 | 179 | 100 | 4.1 | 84 | 小計 |
| 304 | 304 | 100 | 13 | 23.4 | 12 | 296 | 296 | 101 | 10 | 29.6 | 8 | UJI |
| 80 | 80 | 20 | 5 | 16.0 | 3 | 75 | 75 | 21 | 3 | 25.0 | 3 | 社会人 |
| | | | | | | | | | | | | U・I 行政 |
| | | | | | | | | | | | | U・I 建築 |
| | | | | | | | | | | | | U・I 薬剤 |
| | | | | | | | | | | | | JICA |
| | | | | | | | | | | | | 地 域 お こし |
| 1,026 | 967 | 217 | 56 | 17.3 | 32 | 1,005 | 950 | 159 | 36 | 26.4 | 26 | 行特 |
| | | | | | | 161 | 146 | 63 | 17 | 8.6 | 10 | 教行特 |
| 1,979 | 1,812 | 527 | 166 | 10.9 | 128 | 2,065 | 1,881 | 523 | 166 | 11.3 | 131 | 大卒計 |

| 年度 | | 26 | | | | | | 27 | | | | | | 28 | | | | | |
|------------------|---------------------|-------------------------------------|--------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------|-------------|-------------|--------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------|-------------|-------------|--------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------|-------------|
| | | 申 込 者 | 受 験 者 (A) | 一 次 合 格 者 | 最 終 合 格 者 (B) | 競 争 率 A/B 倍 | 採 用 者 | 申 込 者 | 受 験 者 (A) | 一 次 合 格 者 | 最 終 合 格 者 (B) | 競 争 率 A/B 倍 | 採 用 者 | 申 込 者 | 受 験 者 (A) | 一 次 合 格 者 | 最 終 合 格 者 (B) | 競 争 率 A/B 倍 | 採 用 者 |
| 項目 | 試験区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 短大卒業程度 | 学校栄養職員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 臨床検査技師 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活指導員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 任期付職員 (生活指導員) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短大卒計 | 0 | | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 |
| 高校卒業程度 | 行政 | 101 | 85 | 18 | 5 | 17.0 | 4 | 73 | 63 | 16 | 5 | 12.6 | 4 | 86 | 66 | 18 | 5 | 13.2 | 3 |
| | 教育行政 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察事務 | 61 | 57 | 21 | 11 | 5.2 | 7 | 53 | 47 | 12 | 8 | 5.9 | 3 | 48 | 39 | 15 | 7 | 5.6 | 3 |
| | 電気 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 機械 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 総合土木 | 18 | 15 | 9 | 6 | 2.5 | 4 | 19 | 17 | 7 | 6 | 2.8 | 2 | 29 | 28 | 13 | 6 | 4.7 | 3 |
| | 建築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林業 | 10 | 6 | 3 | 1 | 6.0 | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 高卒計 | 190 | 163 | 51 | 23 | 7.1 | 16 | 145 | 127 | 35 | 19 | 6.7 | 9 | 163 | 133 | 46 | 18 | 7.4 | 9 | |
| 県職員計 | | 2,487 | 2,150 | 462 | 173 | 12.4 | 139 | 2,409 | 2,150 | 518 | 169 | 12.7 | 118 | 2,449 | 2,215 | 574 | 177 | 12.5 | 135 |
| 警察官 | 警察官A〔第1回〕 (男性) | 平成26年度から、警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察官A〔第1回〕 (女性) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察官A〔第2回〕 (男性)一般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察官A〔第2回〕 (女性)一般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 〃 武道指導(柔道) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 〃 武道指導(剣道) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察官B(男性) 一般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察官B(女性) 一般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 〃 武道指導(柔道) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 〃 武道指導(剣道) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警察官計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 29 | | | | | | 30 | | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------|-------------|-------------|--------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------|-------------|--------------|
| 申 込 者 | 受 験 者 (A) | 一 次 合 格 者 | 最 終 合 格 者 (B) | 競 争 率 A/B 倍 | 採 用 者 | 申 込 者 | 受 験 者 (A) | 一 次 合 格 者 | 最 終 合 格 者 (B) | 競 争 率 A/B 倍 | 採 用 者 | 備 考 |
| | | | | | | | | | | | | 学栄 |
| | | | | | | | | | | | | 臨検 |
| | | | | | | 15 | 12 | 6 | 3 | 4.0 | 3 | 生指 |
| | | | | | | | | | | | | 任期 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 15 | 12 | 6 | 3 | 4.0 | 3 | 短卒計 |
| 70 | 61 | 19 | 6 | 10.2 | 5 | 61 | 53 | 18 | 5 | 10.6 | 3 | 行政 |
| 58 | 55 | 18 | 6 | 9.2 | 3 | 80 | 71 | 24 | 8 | 8.9 | 8 | 教育行政 |
| 28 | 28 | 7 | 2 | 14.0 | 2 | 24 | 21 | 9 | 3 | 7.0 | 1 | 警事 |
| 2 | 2 | 1 | 1 | 2.0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1.0 | 1 | 電気 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 | 1 | 機械 |
| 20 | 18 | 10 | 6 | 3.0 | 5 | 21 | 20 | 12 | 9 | 2.2 | 4 | 総士 |
| 6 | 5 | 3 | 3 | 1.7 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 3.0 | 1 | 建築 |
| | | | | | | 11 | 11 | 5 | 3 | 3.7 | 3 | 農業 |
| 11 | 5 | 2 | 2 | 2.5 | 2 | 9 | 5 | 3 | 3 | 1.7 | 3 | 林業 |
| 196 | 175 | 61 | 27 | 6.5 | 22 | 212 | 186 | 75 | 34 | 5.5 | 25 | 高卒計 |
| 2,175 | 1,987 | 588 | 193 | 10.3 | 150 | 2,292 | 2,079 | 604 | 203 | 10.2 | 159 | 県計 |
| 平成26年度から、警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している | | | | | | | | | | | | 警A(1) 男 |
| | | | | | | | | | | | | 警A(1) 女 |
| | | | | | | | | | | | | 警A(2) 男一般 |
| | | | | | | | | | | | | 警A(2) 女一般 |
| | | | | | | | | | | | | 警A(2) 柔道 |
| | | | | | | | | | | | | 警A(2) 剣道 |
| | | | | | | | | | | | | 警B男 一般 |
| | | | | | | | | | | | | 警B女 一般 |
| | | | | | | | | | | | | 警B 柔道 |
| | | | | | | | | | | | | 警B 剣道 |
| | | | | | | | | | | | | 警計 |

(4) 受験者数の推移(平成20~30年度)

(人)



2 採用選考

職員の採用は、原則として競争試験によるものとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないものとされている。

選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を客観的に判定する方法により行っている。

〔採用選考職〕

特殊の免許、資格を必要とする職

【医療関係職】

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、臨床工学技士

【船舶関係職】

船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士

【その他】

職業訓練指導員、航空整備士、回転翼航空機操縦士

特殊の知識、経験、能力を必要とする職

教授、助教授、研究員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、寮母、消防教官、学芸員、文化財保護主事、職業指導員、臨床心理士、情報技術職員、サイバー犯罪捜査官、財務捜査官

障害者をもって充てる職

なお、任命権者から採用選考請求があったもので、人事委員会が合格通知をした平成30年度の採用選考合格者数（国、他県職員等から本県職員になる場合の採用選考を含む。）は、次表のとおりである。

(ア) 採用選考の状況 ((イ)を除く)

| 該当条項 | 任用規則第10条の6 第1項 | | | | | | | | | | | | 小計 | | | 計 |
|-------|----------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| | 1号 | | | 3号 | | | 5号 | | | 8号 | | | 知事 | 教委 | 警察 | |
| 任用等級 | 知事 | 教委 | 警察 | 知事 | 教委 | 警察 | 知事 | 教委 | 警察 | 知事 | 教委 | 警察 | 知事 | 教委 | 警察 | |
| 部長級 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 副部長級 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 課長級 | 2 | | 2 | | | | | | | | | 5 | 2 | 5 | 2 | 9 |
| 副課長級 | | | | | | | | | | | | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 係長級 | | | 1 | | | | | | | 18 | 9 | | 18 | 9 | 1 | 28 |
| 主事級 | 3 | | | | | | | | | 39 | 4 | 3 | 42 | 4 | 3 | 49 |
| 警視級 | | | | | | 1 | | | | | | | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 警部級 | | | | | | 3 | | | | | | | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 警部補級 | | | | | | 2 | | | | | | | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 巡査部長級 | | | | | | 6 | | | | | | | 0 | 0 | 6 | 6 |
| 巡査級 | | | | | | 5 | | | | | | | 0 | 0 | 5 | 5 |
| 合計 | 6 | 0 | 3 | 0 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 | 57 | 19 | 3 | 63 | 19 | 23 | 105 |

- 1号 国等からの採用
- 3号 他県からの警察官の採用
- 5号 かつて職員であった者の採用
- 8号 競争試験によることが不適当な職への採用

(イ) 身体障害者を対象とする採用選考の状況

【1回目】

- ・第1次選考 平成30年7月1日(日) 教養試験
申込者11名 受験者10名 第1次選考合格者7名

【2回目】

- ・第1次選考 平成30年10月21日(日) 教養試験
申込者3名 受験者3名 第1次選考合格者1名

【3回目】

- ・第1次選考 平成31年1月20日(日) 教養試験
申込者6名 受験者5名 第1次選考合格者2名

平成26年度から第2次選考以降は任命権者において実施している

参考 第2次選考(作文試験、面接試験)

【1回目】 受験者7名 最終合格者4名

【2回目】 受験者1名 最終合格者なし

【3回目】 受験者2名 最終合格者1名

3 昇任選考

平成 28 年度から、昇任は任命権者において実施している。

4 転任協議

職員を現在任用されている職から、給料表の適用又は試験区分若しくは採用選考の職種を異にする職に任用する場合は、あらかじめ人事委員会に協議を要することとしており、一般的には経歴、学歴、技能又は免許等により、若しくは必要に応じて競争試験に準じた転任試験を行い、その適否を判断している。平成 30 年度、転任協議に同意した件数は、知事部局 2 件、教育委員会 21 件、警察本部 2 件の合計 25 件であった。

5 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則において派遣先団体の指定を行っている。

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(1) 在職派遣の状況

| 区分 | 在職派遣（条例（ ）第 2 条第 1 項） | | | | 計 |
|-----|------------------------|---------------------|-----------------|----------------|----|
| | 1 号〔一般社団法人、 一般財団法人〕 | 2 号〔一般地方独 立行政法人〕 | 3 号〔政令指 定法人〕 | 4 号〔その他 法人〕 | |
| 団体数 | 10 | 1 | 9 | 6 | 26 |

(2) 退職派遣の状況

| 区分 | 退職派遣（条例（ ）第 11 条第 1 項） | | 計 |
|-----|------------------------|-------------------------|---|
| | 1 号 〔県出資 25% 以上法人〕 | 2 号 〔県の事務と密接に関連した法人〕 | |
| 法人数 | 1 | 1 | 2 |

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

6 任期付職員採用

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条に基づく任期付職員の採用について、採用の承認、任期の更新の承認を行っている。

7 任用関係規則の改正状況

次表のとおり任用関係規則の改正を行った。

| 規則 番号 | 公 布 年月日 | 施行又は 適用年月日 | 規 則 名 | 概 要 |
|----------|------------|---------------|---|----------------------------|
| 13 | H31.3.29 | H31.4.1 | 公益的法人等への 佐賀県職員の派遣 等に関する規則の 一部を改正する規 則 | 派遣先団体としている法人の名称変 更に伴う改正 |

給 与 事 務

職員の給与を検討するため、平成 30 年 4 月現在の民間給与の実態、国及び他の都道府県職員との給与比較並びに物価及び生計費の状況等について調査研究を行った結果、平成 30 年 10 月 10 日、県議会及び知事に対し、次のとおり職員の給与等に関する報告を行った。

1 職員の給与等に関する報告（給与について）

(1) 職員の給与等

平成 30 年 4 月における在職者は 12,332 人である。これら職員の平均年齢 43 歳 4 月、男女別構成は男 60.8%、女 39.2%、学歴別構成は大学卒 82.0%、短大卒 5.6%、高校卒 12.4%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次のとおりである。

【行政職給料表適用職員の状況】

| 年 月 | | 平成 30 年 4 月 | | 平成 29 年 4 月 | |
|--------|-----|-------------|--------|-------------|--|
| | | 項目 | | 項目 | |
| 職員数 | | 3,416人 | | 3,356人 | |
| 平均年齢 | | 42 歳 8 月 | | 42 歳 11 月 | |
| 平均経験年数 | | 20 年 6 月 | | 20 年 10 月 | |
| 学歴別構成比 | 大学卒 | 73.2 % | 72.5 % | | |
| | 短大卒 | 3.6 % | 3.9 % | | |
| | 高校卒 | 23.2 % | 23.6 % | | |
| | 中学卒 | - | - | | |
| 男女別構成比 | 男 | 71.3 % | 71.9 % | | |
| | 女 | 28.7 % | 28.1 % | | |

また、平成 30 年 4 月現在における給与（基準内給与）の平均月額は、次のとおりである。

| 給与区分 職種 | 給料月額 | 給料の 調整額 | 教 職 調整額 | 扶養手当 | 地域手当 | 計 |
|------------|-----------|------------|------------|----------|-------|-----------|
| 行政職 | 330,310 円 | 705 円 | - 円 | 11,035 円 | 590 円 | 342,640 円 |
| 全職員 | 348,364 円 | 1,432 円 | 7,196 円 | 10,315 円 | 239 円 | 367,546 円 |

(2) 職員の給与と民間給与との比較

ア 月例給

職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種(事務・技術関係)の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の平成 30 年 4 月時点における諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与と民間給与を比較した場合は、職員の給与が民間給与を 1 人当たり平均 416 円(0.12%)下回っていた。

| 民間給与(A) | 職員給与(B) | 較差(A - B) |
|-----------|-----------|---------------|
| 359,655 円 | 359,239 円 | 416 円 (0.12%) |

イ 特別給

平成 29 年 8 月から平成 30 年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、所定内給与月額 of 4.45 月分に相当している。

(3) 職員と国家公務員との比較

総務省の平成 29 年地方公務員給与実態調査(平成 29 年 4 月 1 日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員)の平均俸給月額を 100 とし、これに相当する職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は 100.7 であった。

なお、平成 30 年 4 月 1 日時点でのラスパイレス指数については、平成 30 年の国家公務員給与等実態調査及び職員給与実態調査の結果において、平成 29 年から大きな状況の変化は見られないこと等から、引き続き職員が国家公務員を上回る状況となるものと考えられるものの、平成 29 年に、国においては俸給表の引上げ改定を行う一方、本県においては月例給の改定を見送ったこと等から平成 29 年よりさらに国家公務員を上回ることはならないものと考えられた。

(4) 教育職員の給与

国においては、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じてメリハリある教員給与体系の確立に向けて検討が進められている。

平成 30 年 6 月に策定された第 3 期教育振興基本計画(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)において、教育政策推進のための基盤の整備として、これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上を図るため、教職員一人一人の能力や業績を適切に評価する教職員評価の実施と、評価結果の教職員の処遇等への適切な反映を促進することとされている。

また、平成 31 年度の文部科学省予算概算要求においては、教育政策推進のための基盤の整備として、管理職手当の改善(校長、副校長・教頭の支給率改善)及び部活動手当の支給要件の見直し(土日 4 時間程度を土日 3 時間程度に見直し)の方針が示されている。

本県においても、国の検討状況等を注視しつつ、メリハリある教員給与体系を実現すべく引き続き検討していく必要がある。

(5) 職員の給与について

ア 平成 30 年の職員の給与

月例給については、平成 30 年 4 月時点で比較を行った結果、民間給与を 416 円(0.12%)下回っていた。

このため、平成 30 年においては、民間給与との較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行う必要があると判断した。

月例給の改定に当たっては、本県における年代別の給与較差の状況等を考慮し、初任給及び若年層に重点を置きながら引上げ勧告がされた国の俸給表を参考にして、給料表の引上げ改定を行うこととする。また、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から初任給調整手当についても、所要の改定を行うこととする。これらの改定は、平成 30 年 4 月時点の比較に基づいて職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支

給割合を 0.05 月下回っていた。このため、平成 29 年 8 月から平成 30 年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を 0.05 月分引き上げる必要があると判断した。

(ア) 給料表

(行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表について、平均 0.14% 引き上げる必要がある。

引上げに当たっては、職員の初任給について民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、2,500 円引き上げることとし、若年層についても 1,000 円程度の改定を行う。その他については、それぞれ 100 円引き上げを基本とする。

なお、再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う必要がある。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

なお、特定任期付職員給料表及び任期付研究員給料表(招へい型)については、平成 30 年の給料表改定が若年層に重点を置いたものであることから改定を行わないこととする。

ただし、医療職給料表(一)については、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から国の俸給表に準じた改定を行う必要がある。

(イ) 初任給調整手当

人事院は、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、引き上げる旨の勧告を行ったところである。

本県における医師及び歯科医師の初任給調整手当は、公務に必要な医師等の確保を容易にするため初任給水準の調整として措置されているものであり、医療職給料表(一)の改定に合わせて支給額を改定してきている。平成 30 年は同給料表について、国の俸給表に準じた改定を行うことから、同手当についても所要の改定を行う必要がある。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、平成 29 年 8 月から平成 30 年 7 月までの 1 年間において民間事業所で支給された民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.05 月分引き上げ、年間 4.45 月分とする必要がある。支給月数の引上げ分は、平成 30 年度については、12 月期の勤勉手当に配分し、平成 31 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

このほか、平成 31 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるよう配分する。

(エ) 宿日直手当

宿日直手当については、これまで国家公務員の制度との均衡を基本としていることから、国の宿日直手当の改定に準じ、所要の改定を行う必要がある。

イ 給与勧告実施の要請

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

本委員会では、平成18年度の給与構造改革以降、職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

平成30年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに引上げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、勧告どおり実施されるよう要請する。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努め、職務に精励してもらいたい。

(参考1)

最近の給与勧告と実施状況

| 年 度 | 本 県 | | | | | | 国 | | | | | |
|--------|---------|--------------------|-------------------|----------|-----------|------------------------|-------|--------------------|------|----------|-----------|------------|
| | 人事委員会勧告 | | | 実施内容 | | | 人事院勧告 | | | 実施内容 | | |
| | 勧告日 | 公民較差 (較差額) | 改定率 (改定額) | 実施 時期 | 実施率 | 実施 時期 | 勧告日 | 官民較差 (較差額) | 改定率 | 実施 時期 | 実施率 | 実施 時期 |
| 20 | 10.10 | 0.02 (87) | - | - | - | - | 8.11 | 0.04 (136) | - | - | - | - |
| | | 4.24 (15,473) | (-) | - | - | - | | | | | | |
| 21 | 10.6 | 0.21 (797) | 0.20 (793) | 12.1 | 勧告 どおり | 一部を 除き 勧告 どおり | 8.11 | 0.22 (863) | 0.22 | 12.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり |
| | | 4.00 (14,528) | | | | | | | | | | |
| 22 | 10.5 | 0.29 (1,076) | 0.27 (1,058) | 12.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり | 8.10 | 0.19 (757) | 0.19 | 12.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり |
| | | 3.52 (12,723) | | | | | | | | | | |
| 23 | 10.24 | 0.30 (1,120) | 0.28 (1,082) | 12.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり | 9.30 | 0.23 (899) | 0.23 | 12.1 | 勧告 どおり | 勧告と 異なる |
| 24 | 10.12 | 0.03 (131) | - (-) | - | - | - | 8.8 | 0.07 (273) | - | - | - | - |
| | | | | | | | | 7.67 (28,610) | | | | |
| 25 | 10.11 | 0.08 (286) | - (-) | - | - | - | 8.8 | 0.02 (76) | - | - | - | - |
| | | 8.04 (27,413) | | | | | | 7.78 (29,282) | | | | |
| 26 | 10.11 | 0.23 (831) | 0.25 (918) | 4.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり | 8.7 | 0.27 (1,090) | 0.3 | 4.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり |
| 27 | 10.8 | 0.22 (801) | 0.21 (774) | 4.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり | 8.6 | 0.36 (1,469) | 0.4 | 4.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり |
| 28 | 10.11 | 0.06 (237) | 0.065 (217) | 12.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり | 8.8 | 0.17 (708) | 0.2 | 4.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり |
| 29 | 10.6 | 0.04 (151) | - (-) | - | - | - | 8.8 | 0.15 (631) | 0.2 | 4.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり |
| 30 | 10.10 | 0.12 (416) | 0.14 (415) | 4.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり | 8.10 | 0.16 (655) | 0.2 | 4.1 | 勧告 どおり | 勧告 どおり |

(注1) 平成20年度から平成22年度まで及び平成25年度の県の公民較差並びに平成24年度から平成25年度までの国の官民較差は上段が特例条例(法)による給与減額措置前、下段が特例条例(法)による減額措置後の職員給与によるもの。(平成25年度の県は、7月からの特例条例による給与減額措置が4月に実施されたと仮定した場合のもの。)

(注2) 平成21年度の人事委員会勧告の実施時期は、住居手当(平成22年4月1日実施)を除き勧告どおり実施

(参考2)

給料表別職員数推移

(各年4月1日現在)

| 年度 給料表 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 全 | 人 13,486 | 人 12,940 | 人 12,842 | 人 12,828 | 人 12,430 | 人 12,394 | 人 12,424 | 人 12,331 | 人 12,311 | 人 12,332 |
| 行政 | 3,502 | 3,446 | 3,394 | 3,409 | 3,350 | 3,335 | 3,368 | 3,343 | 3,356 | 3,416 |
| 公安 | 1,629 | 1,629 | 1,639 | 1,631 | 1,615 | 1,622 | 1,643 | 1,646 | 1,674 | 1,673 |
| 研究 | 175 | 172 | 165 | 165 | 162 | 158 | 159 | 155 | 156 | 158 |
| 医(一) | 92 | 11 | 13 | 12 | 7 | 6 | 7 | 8 | 7 | 7 |
| 医(二) | 304 | 265 | 255 | 236 | 198 | 196 | 193 | 189 | 180 | 176 |
| 医(三) | 451 | 104 | 101 | 97 | 89 | 88 | 81 | 87 | 83 | 83 |
| 高校 | 2,463 | 2,462 | 2,446 | 2,455 | 2,343 | 2,328 | 2,327 | 2,298 | 2,264 | 2,259 |
| 中・小 | 4,870 | 4,851 | 4,829 | 4,823 | 4,666 | 4,661 | 4,646 | 4,605 | 4,591 | 4,560 |

(参考3)

職員の平均年齢及び学歴別・男女別人員構成

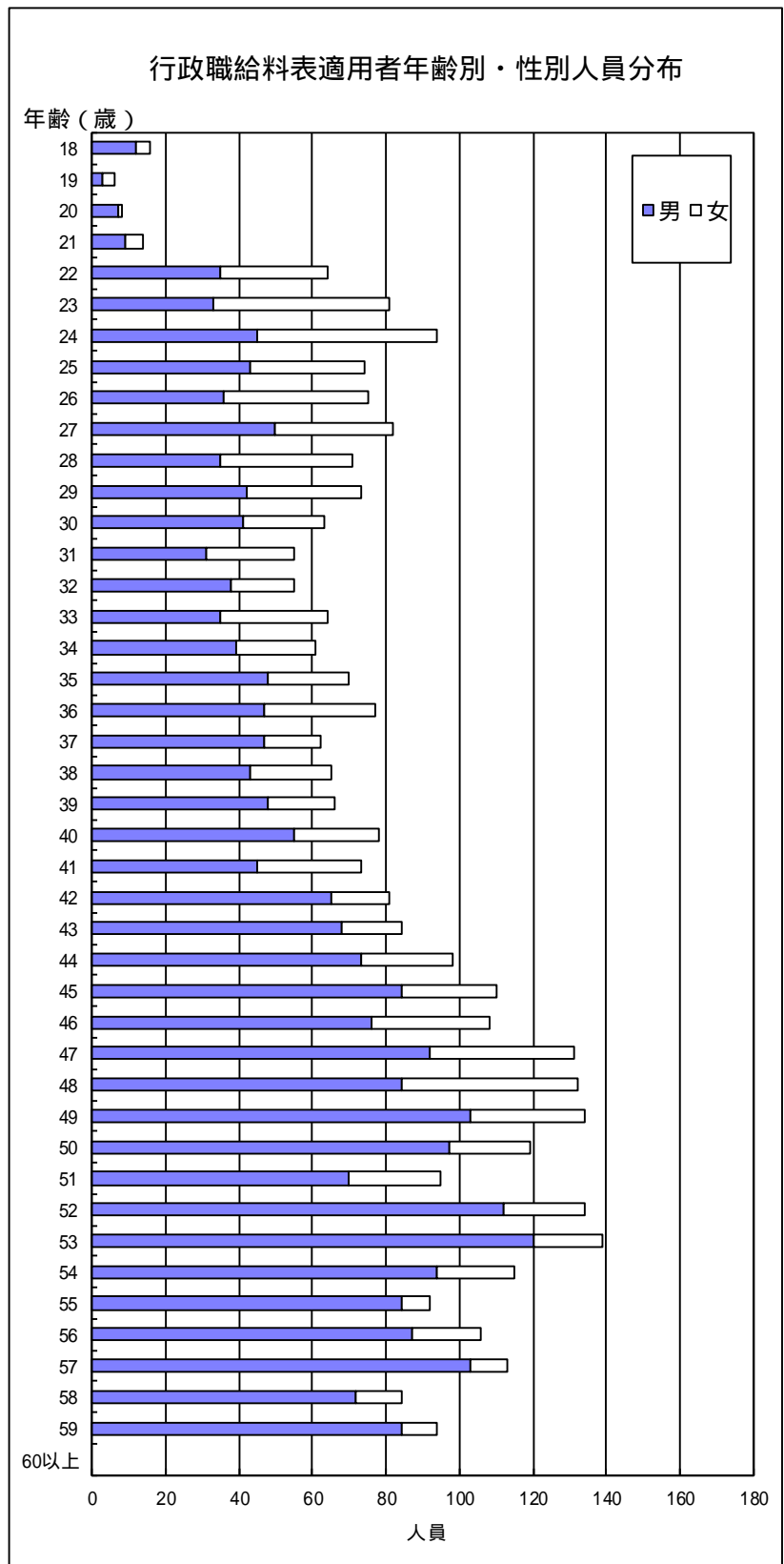
(平成30年4月1日現在)

| 区分 給料表 | 平均年齢 (歳・月) | 学歴別人員構成比 | | | | 男女別人員構成比 | |
|-----------|---------------|----------|------|-------|------|----------|-------|
| | | 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 | 中学卒 | 男 | 女 |
| 全 | 43・4 | 82.0% | 5.6% | 12.4% | 0.0% | 60.8% | 39.2% |
| 行政 | 42・8 | 73.2 | 3.6 | 23.2 | | 71.3 | 28.7 |
| 公安 | 37・8 | 53.9 | 4.9 | 41.1 | 0.1 | 91.4 | 8.6 |
| 研究 | 43・2 | 98.1 | 1.9 | | | 81.6 | 18.4 |
| 医(一) | 49・10 | 100.0 | | | | 100.0 | |
| 医(二) | 44・10 | 84.1 | 15.9 | | | 53.4 | 46.6 |
| 医(三) | 44・3 | 91.6 | 8.4 | | | | 100.0 |
| 高校 | 44・9 | 92.1 | 5.7 | 2.2 | | 55.8 | 44.2 |
| 中・小 | 45・1 | 93.0 | 7.0 | | | 44.7 | 55.3 |

(参考4)

行政職給料表別性別、年齢別人員分布 (平成30年4月1日現在)

| 性別 年齢 | 性別 | | 計 |
|----------|--------|------|--------|
| | 男 | 女 | |
| 18歳 | 12人 | 4人 | 16人 |
| 19歳 | 3人 | 3人 | 6人 |
| 20歳 | 7人 | 1人 | 8人 |
| 21歳 | 9人 | 5人 | 14人 |
| 22歳 | 35人 | 29人 | 64人 |
| 23歳 | 33人 | 48人 | 81人 |
| 24歳 | 45人 | 49人 | 94人 |
| 25歳 | 43人 | 31人 | 74人 |
| 26歳 | 36人 | 39人 | 75人 |
| 27歳 | 50人 | 32人 | 82人 |
| 28歳 | 35人 | 36人 | 71人 |
| 29歳 | 42人 | 31人 | 73人 |
| 30歳 | 41人 | 22人 | 63人 |
| 31歳 | 31人 | 24人 | 55人 |
| 32歳 | 38人 | 17人 | 55人 |
| 33歳 | 35人 | 29人 | 64人 |
| 34歳 | 39人 | 22人 | 61人 |
| 35歳 | 48人 | 22人 | 70人 |
| 36歳 | 47人 | 30人 | 77人 |
| 37歳 | 47人 | 15人 | 62人 |
| 38歳 | 43人 | 22人 | 65人 |
| 39歳 | 48人 | 18人 | 66人 |
| 40歳 | 55人 | 23人 | 78人 |
| 41歳 | 45人 | 28人 | 73人 |
| 42歳 | 65人 | 16人 | 81人 |
| 43歳 | 68人 | 16人 | 84人 |
| 44歳 | 73人 | 25人 | 98人 |
| 45歳 | 84人 | 26人 | 110人 |
| 46歳 | 76人 | 32人 | 108人 |
| 47歳 | 92人 | 39人 | 131人 |
| 48歳 | 84人 | 48人 | 132人 |
| 49歳 | 103人 | 31人 | 134人 |
| 50歳 | 97人 | 22人 | 119人 |
| 51歳 | 70人 | 25人 | 95人 |
| 52歳 | 112人 | 22人 | 134人 |
| 53歳 | 120人 | 19人 | 139人 |
| 54歳 | 94人 | 21人 | 115人 |
| 55歳 | 84人 | 8人 | 92人 |
| 56歳 | 87人 | 19人 | 106人 |
| 57歳 | 103人 | 10人 | 113人 |
| 58歳 | 72人 | 12人 | 84人 |
| 59歳 | 84人 | 10人 | 94人 |
| 60以上 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 計 | 2,435人 | 981人 | 3,416人 |



2 職員の給与等に関する報告（公務運営について）

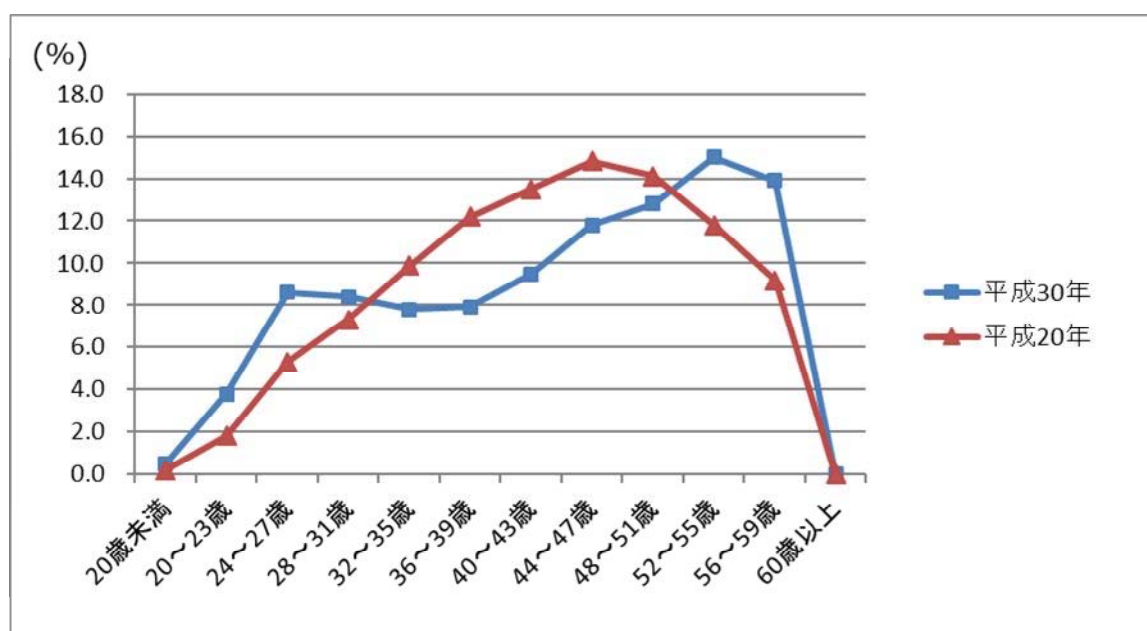
（1）多彩で優秀な人材の確保・育成

ア 人材の確保・育成

本委員会では、多彩で優秀な人材を確保するため、平成 29 年度には民間企業等職務経験者試験に、幅広い分野で様々な社会経験を有する方を対象とした社会人経験枠を新設したほか、平成 30 年度には専門試験を必要としない行政特別枠試験に、教育行政職を対象とした教育行政特別枠試験を追加するなど、任命権者からの要望も踏まえ、採用試験制度の様々な改善に取り組んできた。

しかし、現在、本県においては、40 歳以上の職員が全体の約 63%を占めており、当分の間多くの職員が定年を迎えることとなっている。さらに、人口減少社会の中で若年層人口の減少が見込まれること、また、民間企業の採用拡大、国や他の地方公共団体との競合などを考えると、職員採用を取り巻く環境はますます厳しくなっていくことが予想される。

図表 1 年齢別職員構成（各年 4 月 1 日現在）
構成比

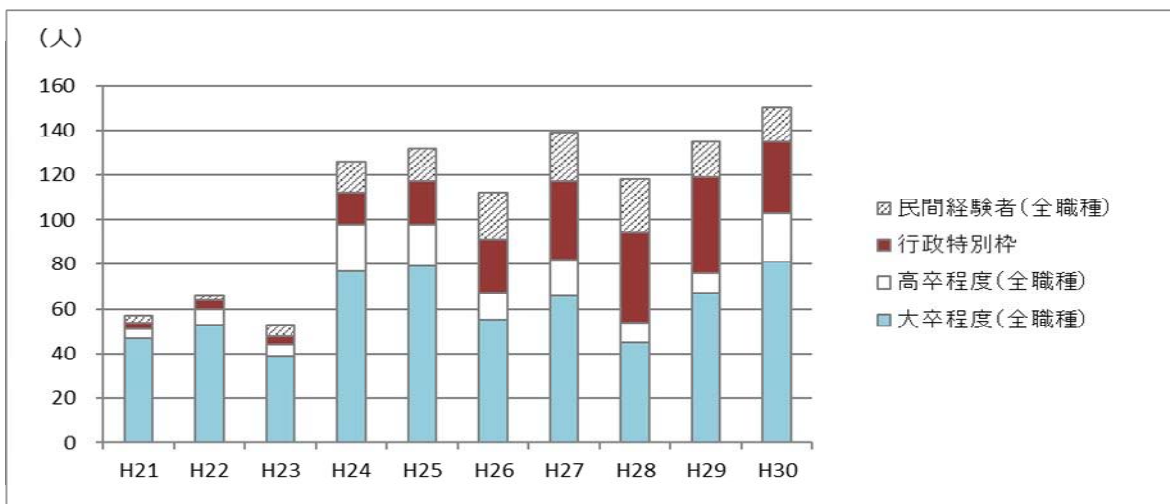


職員数

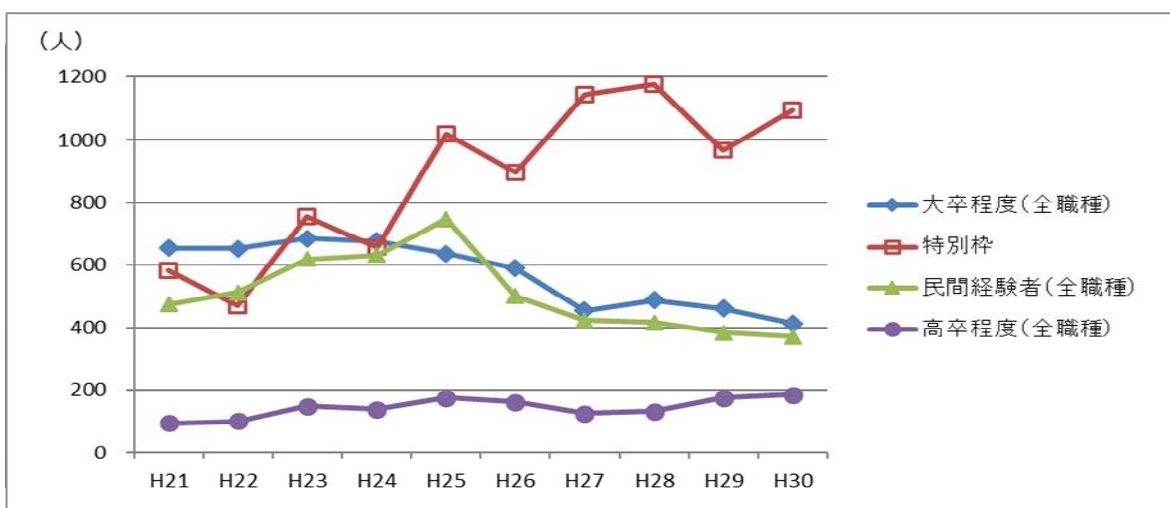
（単位：人）

| 区分 | 20歳未満 | 20歳 23歳 | 24歳 27歳 | 28歳 31歳 | 32歳 35歳 | 36歳 39歳 | 40歳 43歳 | 44歳 47歳 | 48歳 51歳 | 52歳 55歳 | 56歳 59歳 | 60歳 以上 | 計 |
|-------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|--------|
| 平成20年 | 22 | 242 | 715 | 990 | 1,340 | 1,651 | 1,836 | 2,013 | 1,915 | 1,600 | 1,256 | 0 | 13,580 |
| 平成30年 | 63 | 465 | 1,058 | 1,040 | 962 | 976 | 1,172 | 1,454 | 1,575 | 1,854 | 1,713 | 0 | 12,332 |

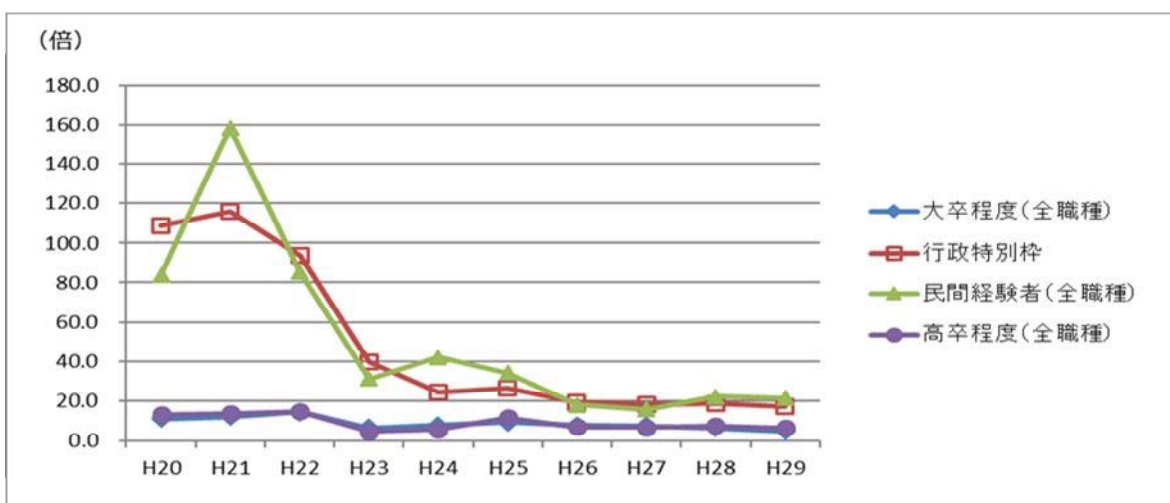
図表2 試験別採用者数の推移（各年4月1日採用分）



図表3 試験別受験者数の推移

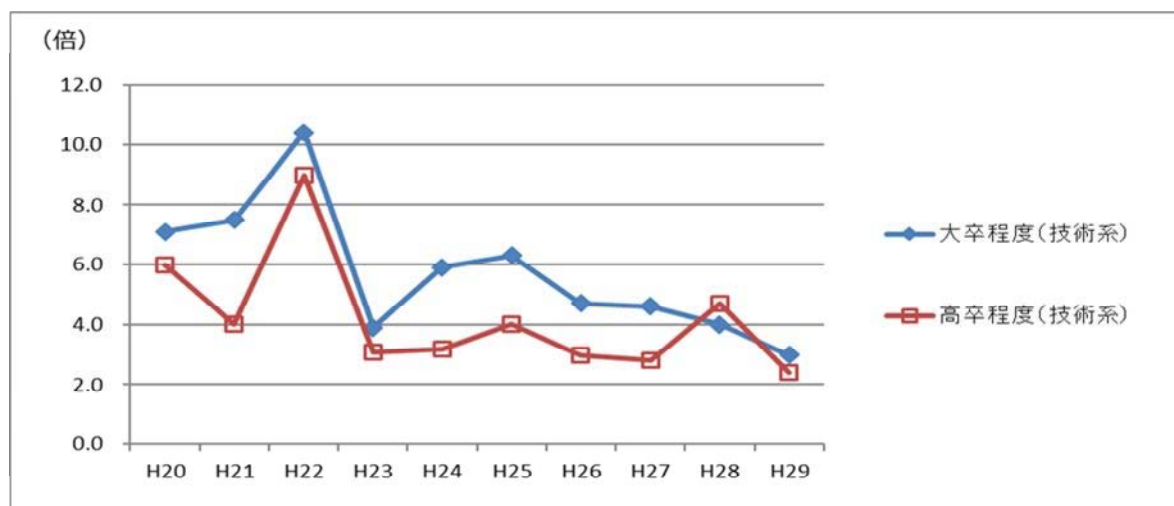


図表4 試験別合格倍率の推移



このため、本委員会では、任命権者が求める人物像に合った意欲的な人材をより多く獲得できるよう、セミナーの開催や先輩職員による大学訪問、インターンシップ制度や各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に積極的に取り組んでいるが、近年、特に技術系職種の合格倍率の低下が懸念されている。例えば、大学卒業程度試験の技術系職種の合格倍率は、近年では3～4倍程度で推移している。このような状況を少しでも改善するためには、特に技術系職種を希望する受験者等を対象に、本県の取組や職務の魅力を直接感じてもらう現場見学会等を開催することなども有効と考えられる。

図表5 技術系職種の合格倍率の推移



また、人材の確保とともに人材の育成も重要である。任命権者においては、引き続き、職員の能力の開発・向上を図る研修等を実施するとともに、特に、民間企業等職務経験者試験採用者については、採用後のキャリア形成を視野に入れた育成に努めていく必要がある。

イ 女性職員の登用

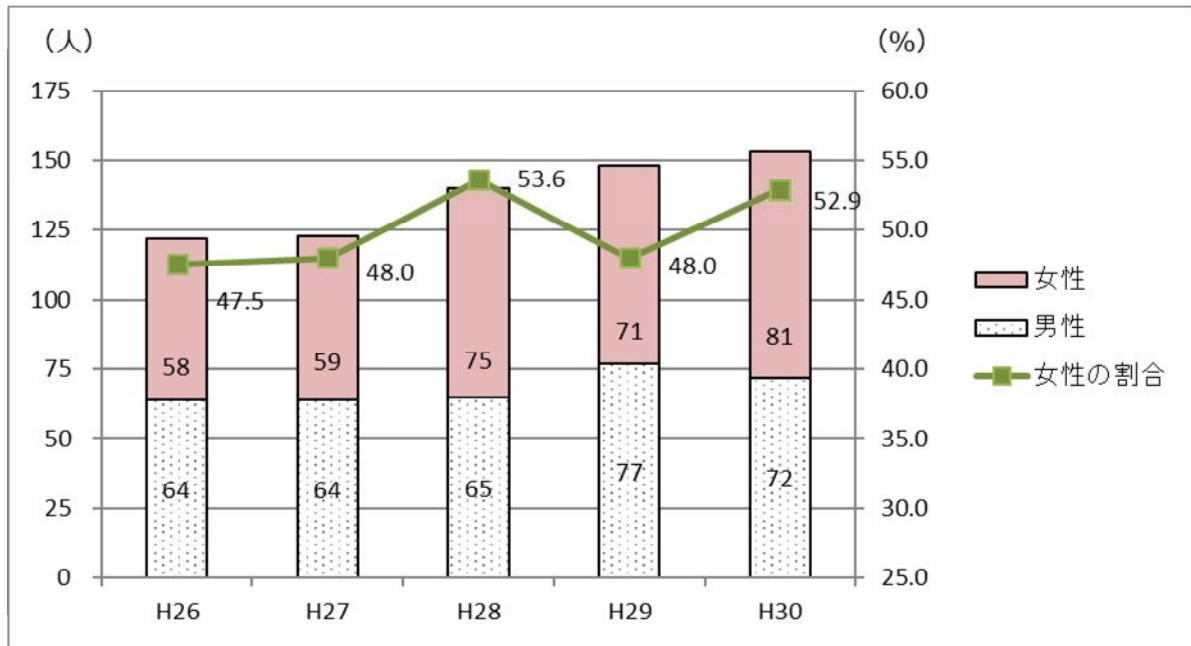
平成30年4月における職員に占める女性職員の割合は39.2%となっている(36頁(参考3)参照)。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき策定された佐賀県特定事業主行動計画においては、平成32年度までに課長級以上の職員に占める女性職員の割合を12%以上とするよう数値目標を設定しているが、平成30年4月現在では10.1%となっている。

任命権者においては、女性職員向けのキャリア形成やリーダー育成のための研修会、女性職員の活躍推進セミナー等に取り組んでいるが、今後も引き続き、性別にかかわらず職員の能力が十分に発揮されるよう、キャリア形成の支援や人材育成、働きやすい職場環境づくりに努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

なお、近年、本県の大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移している。この傾向は今後も継続すると見込まれることから、本委員会はもとより任命権者においては、職員の出産や育児に伴う公務運営の在り方について検討していく必要がある。

図表 6 大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者における女性の割合



ウ 臨時・非常勤職員の任用等

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の新たな任用の枠組みとなる会計年度任用職員の任用等について定めるため、平成 29 年 5 月に地方公務員法及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正され、平成 32 年 4 月 1 日に施行されることとなった。

現在、任命権者においては、平成 32 年 4 月 1 日の施行に向けて必要な準備を行っているところであるが、引き続き、本県の臨時・非常勤職員の実態及び改正法の趣旨を踏まえ、計画的かつ適切に対応していくとともに、知事においては、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整等を適切に講じていく必要がある。

(2) 能力・実績に基づく人事評価制度の活用

地方公務員法の改正により平成 28 年 4 月から、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする新たな人事評価制度が導入された。

地方公務員法においては、職員の人事評価を公正に行い、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされており、さらに、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないことが明記されているところである。

任命権者においては、地方公務員法の趣旨・規定に基づき、制度の公平性・透明性を確保し、その信頼性を高めていくとともに、国や他の地方公共団体の取組にも留意しながら、速やかに評価結果を活用していく必要がある。

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

職員一人一人が健康でその能力を遺憾なく発揮し、質の高い行政サービスを提供していくためには、働き方改革を推進し、勤務環境を整備することが重要である。

ア 長時間労働の縮減及び年次休暇の取得促進

(ア) 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

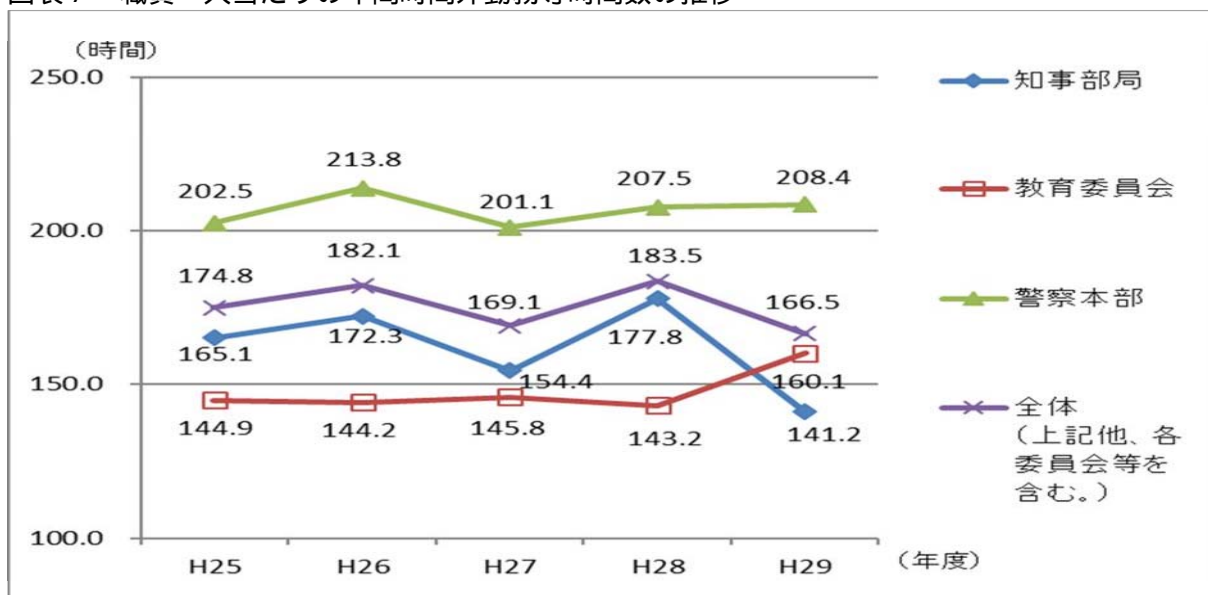
恒常的な長時間の勤務は職員の健康の保持、労働意欲や活力の維持、優秀な人材の確保等に影響を及ぼし、行政組織の機能や活力にも関わるものであることから、本委員会は従来から時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

任命権者においては、これまでそれぞれの状況に応じて、ノー残業デーの徹底等の時間外勤務等の縮減に向けた取組が講じられてきたところであるが、これに加え、知事部局及び教育委員会では、平成 29 年 11 月に時間外勤務等縮減の新たな指標を設け、指標達成に向けた取組が進められている。

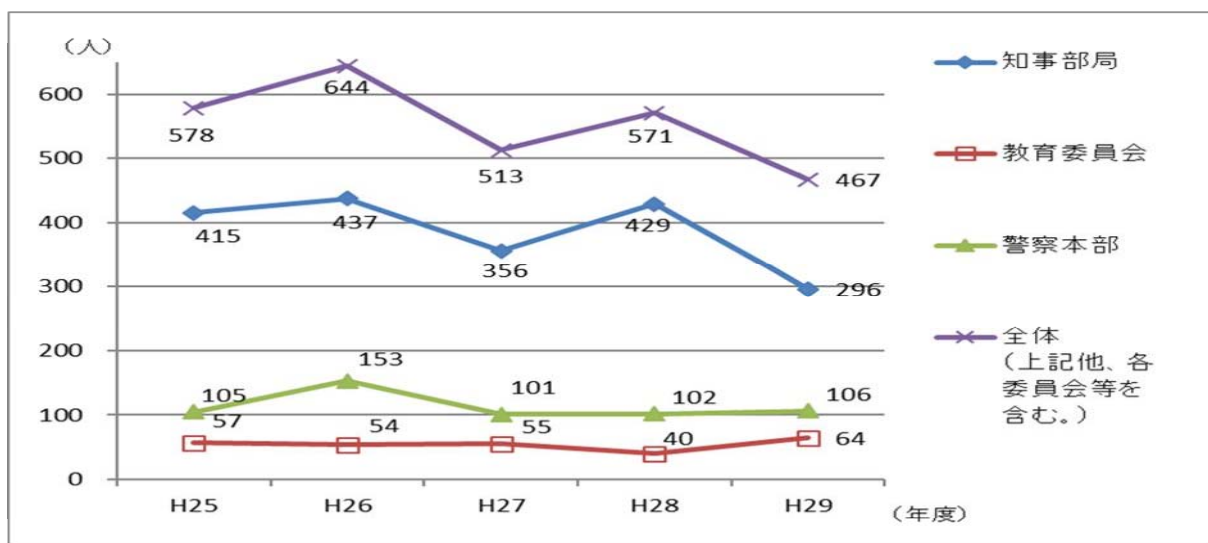
平成 29 年度の職員一人当たりの年間時間外勤務等の時間数は、全体では 166.5 時間となり、平成 28 年度の 183.5 時間から減少している（図表 7 参照）。

また、年間の時間外勤務等の時間数が 360 時間を超えた職員も全体で 467 人となり、平成 28 年度の 571 人から減少している（図表 8 参照）。

図表 7 職員一人当たりの年間時間外勤務等時間数の推移



図表 8 年間時間外勤務等時間が 360 時間を超える職員数の推移



（注） 360 時間：「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平 10.12.28 労働省告示）」に定める 1 年間当たりの限度時間

特に知事部局においては、直属の上司や所属長による勤務時間管理の徹底はもとより、原則 22 時以降の時間外勤務をしない等の退庁時間の設定、長時間の時間外勤務者に対する所属長面談や当該所属長に対する部局長面談に加え、平成 29 年 6 月に「佐賀県庁働き方改革推進本部」を設置し、組織を挙げた取組が行われており、顕著な改善が見られた。

任命権者においては、これらの時間外勤務等の縮減の取組を継続しながら、自らが強力なリーダーシップを発揮し、管理職員のマネジメント力の強化を図るとともに、組織全体として業務の徹底した見直しや業務内容・業務量に応じた人員配置に努めるなど、引き続き職員の健康に配慮した実効性のある時間外勤務等の縮減措置に取り組む必要がある。

また、人事院は、時間外労働の上限規制をはじめとするいわゆる働き方改革関連法が平成 30 年 6 月に成立し、民間労働法制が改正されたことを踏まえ、国家公務員の超過勤務命令の上限を人事院規則で定めることを報告したところである。本県においても、他の都道府県の状況等を踏まえ、本県の実情に則した適切な方策を検討していくことが必要である。

(イ) 学校現場における教育職員の長時間労働の縮減

文部科学省教員勤務実態調査（平成 28 年度）等において、学校現場における教育職員の長時間労働が常態化していることが指摘されている。

平成 29 年 12 月に、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」において、教育職員の勤務の長時間化の要因及び国等が取り組むべき方策等が報告されたことを受け、文部科学省は「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、平成 30 年 2 月に都道府県教育委員会へ、学校における業務改善、勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定、教職員全体の働き方に関する意識改革への取組を徹底するよう通知している。

県教育委員会においては、平成 29 年 9 月に策定した、長時間勤務の縮減に向けた指針となる「学校現場の業務改善計画」に基づき、これまで教育職員が主となって取り組んできた学校を対象とした照会・会議の厳選や研修の精選などを行うとともに、学校事務職員である教育行政職の標準的職務を改定し、今までの総務事務に加え、広報や渉外など職務領域を広げ、学校経営へ参画を推進し、教育職員の負担軽減を図るなどの取組が進められている。

また、部活動についても、平成 29 年 11 月から、全公立中学校で週 1 回設定していた部活動休養日に加え、毎月第 3 日曜日を統一休養日に設定した。

さらに、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受けて、県教育委員会においては、平成 30 年 8 月に、高等学校にも原則適用される「運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、学期中は週 2 日以上を休養日とし、1 日の活動時間を平日 2 時間、休業日 3 時間程度とするなど、適切な休養日等の目安を示した。その他、公立中学校への部活動指導員の新たな配置など、部活動運営の適正化に向けた取組を着実に進めている。

今後とも、教育職員が児童・生徒と向き合う時間を確保するため、中央教育審議会での議論や上記の国の通知等を踏まえながら、引き続き市町教育委員会とも連携し、これまで以上に実効性のある学校現場の多忙化解消に取り組むことが重要である。

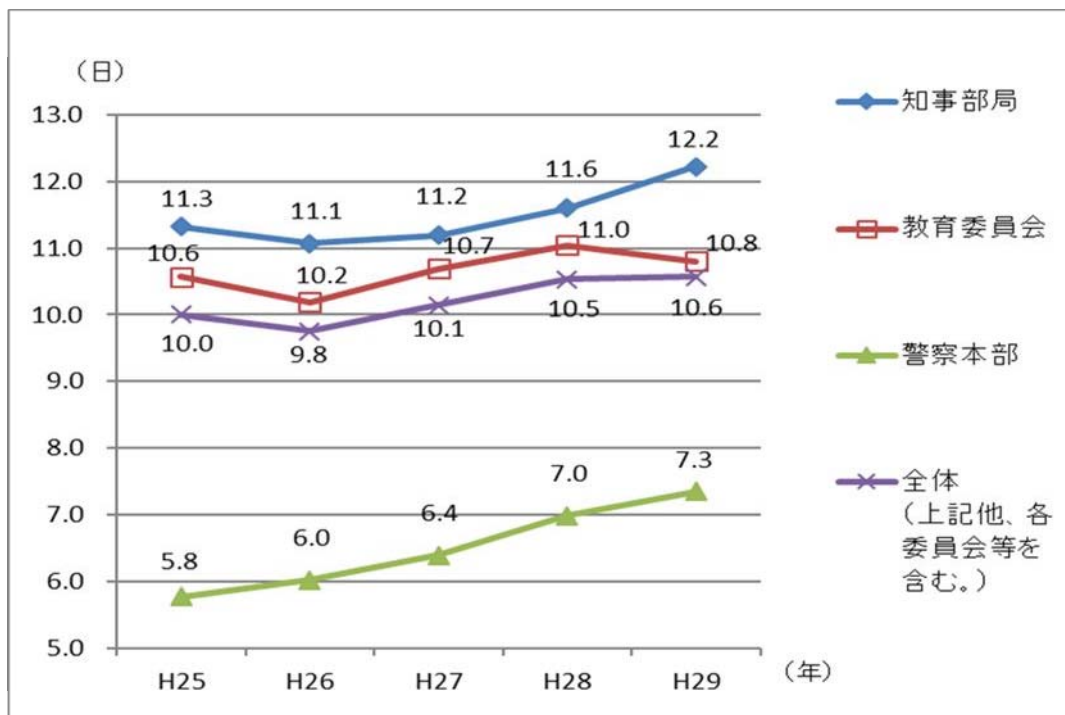
(ウ) 年次休暇の取得促進

平成 29 年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、10.6 日となっており、平成 28 年（10.5 日）に比べ増加し、3 年連続で増加した（図表 9 参照）

任命権者においては、これまで休日や夏季に合わせた年次休暇の計画的な取得促進等に取り組んできたが、これに加え、知事部局及び教育委員会（教育庁及び教育センター）は、平成 29 年 11 月に、働き方改革の指標の一つとして、年次休暇の取得日数を知事部局は平成 30 年度までに 14 日以上、教育委員会は平成 32 年度までに 14 日以上に設定したところである。

今後とも、職員が年次休暇を取得しやすい職場環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季における特別休暇等と組み合わせた計画的・連続的な取得促進に努める必要がある。

図表 9 職員一人当たりの年次休暇取得日数の推移



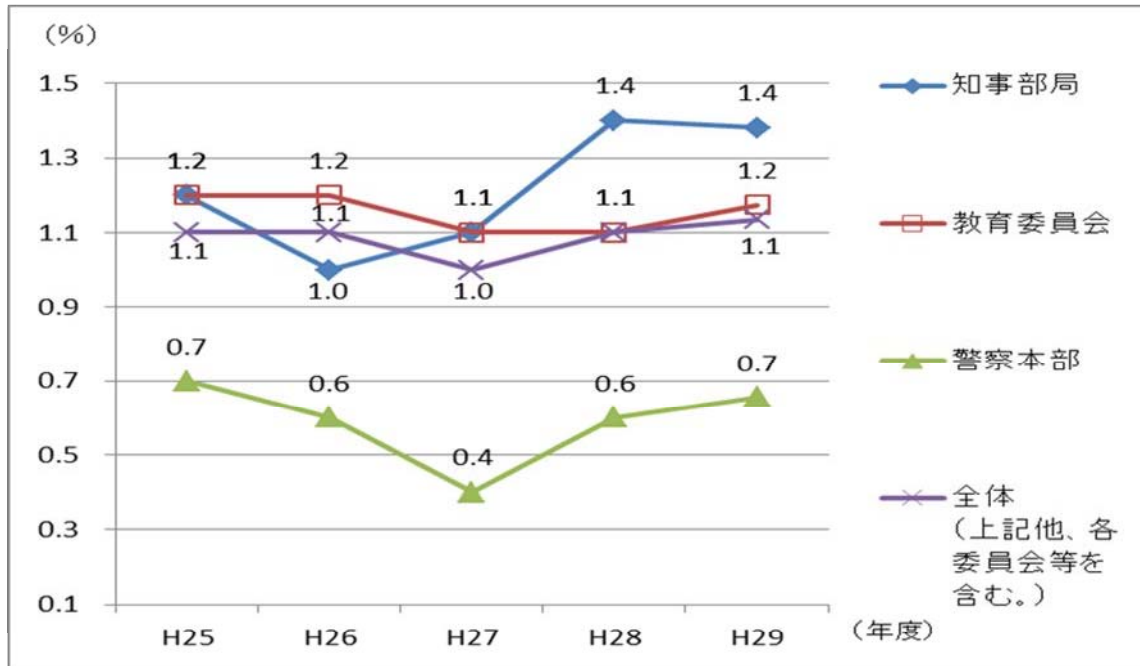
イ 職員の健康管理

職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断、健康診断事後指導、カウンセリング等様々な取組が実施され、その内容の充実が図られてきた。

平成 29 年度における 30 日以上長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち心の健康の問題を理由とした者は、全職員の 1.1%（141 人）であり、平成 28 年度（1.1%）と同じ状況となっており、ここ数年は全職員の 1.0% 前後で推移している（図表 10 参照）。なお、長期の病気休暇取得者や病気休職者における心の健康の問題を理由とした者の割合は、それぞれ 44.2%、78.0% にのぼる。

心の健康づくりについては、メンタルヘルス不調の予防や早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。任命権者においては、ストレスチェックをすべての職員が受検するよう勧奨を行い、職員が自身のストレスの状況に気づき早期にセルフケアを行えるよう促し、また、管理職員によるラインケアやストレスチェックの集団分析結果を利用した職場環境の改善等につなげ、職員のメンタル不調を未然に防止するために有効に活用していく必要がある。

図表 10 全職員における心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の割合の推移



また、長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、現行の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）では、週 40 時間を超える労働が月 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、事業者は、本人の申出により、医師による面接指導を行わなければならないとされている。

本県の平成 29 年度の状況を見ると、所定労働時間を超える労働が月 100 時間を超えた者のうち、面接指導が行われた者の割合は、知事部局で 100%、警察本部で 40.8%、教育委員会で 11.2%となっている。知事部局においては、面接指導を受けるよう指導していることもあり、対象職員全員に実施されている。一方、教育委員会においては、申出を行った職員全員が面接指導を受けているとはいえ、対象職員からの申出が少なく、その割合は他の任命権者に比べ低い状況である。

平成 30 年 6 月の労働安全衛生法の改正等に伴い、平成 31 年 4 月から、面接指導の対象となる時間数が月 100 時間超から月 80 時間超に引き下げられるとともに、管理職員も含めた職員の労働時間の状況の把握や産業医に対する必要な情報提供等が事業者には義務付けられることとなった。

これらを踏まえ、教育委員会や警察本部においては、長時間労働者に対し、より一層効果的な面接指導の勧奨に努める必要がある。併せて、任命権者においては、相談体制の充実、継続的な衛生委員会の開催など安全衛生管理の充実にこれまで以上に取り組む必要がある。

ウ 職業生活と家庭生活との両立支援の推進

職員が男女の別なく家庭生活における役割を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、職業生活と家庭生活との両立支援策及び意識啓発をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、これまで育児や介護に係る休暇・休業制度等の整備に取り組み、その充実を図ってきたところである。特に、知事部局においては、ICT を活用した在宅勤務等のテレワークを推進するとともに、産休・育休期間中における代替職員の配置措置を講じている。

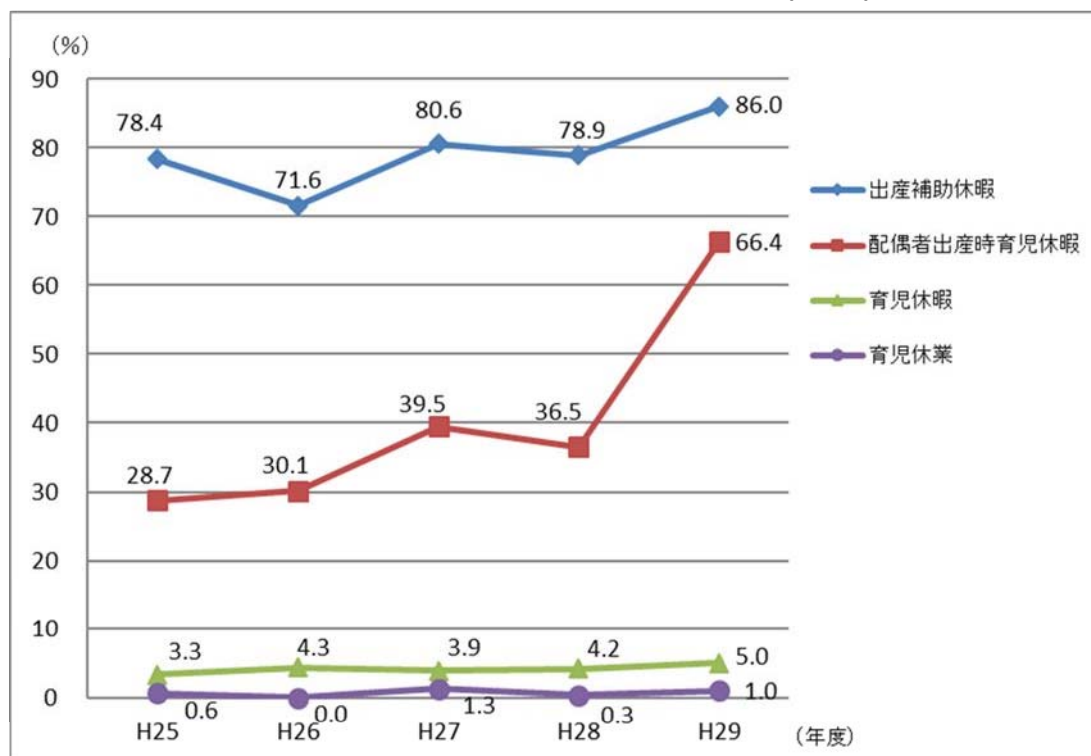
また、任命権者においては男性職員の育児参加に向け、育児等に関する休暇・休業の取得を促し

ているところであり、平成 29 年度における取得率は、全体では、出産補助休暇については 86.0%（平成 28 年度 78.9%）配偶者出産時育児休暇については 66.4%（同 36.5%）と平成 28 年度に比べ増加している。一方、育児休暇や育児休業については、それぞれ 5.0%（平成 28 年度 4.2%）、1.0%（同 0.3%）にとどまっている（図表 11 参照）

なお、知事部局においては、出産補助休暇や配偶者出産時育児休暇の完全取得を目指して、所属長による子育て応援プログラムを実施していることから、その取得率は、それぞれ 92.3%（平成 28 年度 88.5%）、92.3%（同 74.4%）と全体を上回っている。また、警察本部においても、幹部職員による「イクボス宣言」をはじめとする両立支援の取組により、出産補助休暇は 96.7%（平成 28 年度 78.9%）、配偶者出産時育児休暇は 80.0%（同 24.4%）と取得率が大きく伸びている。

任命権者においては、対象職員への周知をさらに図るとともに、管理職員においては、男性職員が気兼ねなく取得できるよう業務分担や人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、特定事業主行動計画に掲げた目標を達成できるよう、職員が制度を利用しやすい環境づくりを推進していく必要がある。

図表 11 男性職員の育児等に関する休暇・休業取得率の推移（全体）



また、多様で弾力的な働き方はワーク・ライフ・バランスの実現に資するものである。国や一部の地方公共団体においては、フレックスタイム制が実施されているところであり、本県においても、国や他の都道府県の状況等を十分に踏まえ、県民サービスや公務運営への影響等も勘案しながら、フレックスタイム制など多様で弾力的な働き方について引き続き検討していく必要がある。

エ ハラスメント等の防止

職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格・尊厳を侵害し、働く意欲や自信を減退させ、ひいては健康を害する原因となりうる行為である。また、ハラスメントを受けた職員だけでなく、周囲で起きることによる職場環境の悪化など、職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に

支障を及ぼす行為である。

任命権者においては、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に向け、職員への周知・啓発、相談体制の整備などが行われているほか、平成 30 年度は、所属に配置したセクハラ相談員を対象とした相談対応等に関する研修や、新規採用の女性職員を対象としたハラスメントに関する研修を新たに取り入れるなどの取組が進められている。

また、職場における妊娠、出産、育児休業や介護休業等の取得等に関するハラスメント（いわゆるマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントなど）については、社会的にも関心が高まり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）いわゆる「男女雇用機会均等法」や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）いわゆる「育児・介護休業法」において、婚姻、妊娠、出産、育児、介護等を理由にした不利益取扱いが禁止されている。

さらに、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力であるモラル・ハラスメント等が新たなハラスメントとして認識されているほか、性的指向や性自認に関する正しい理解の促進等が社会的課題となっている。

こうしたハラスメント等については、公務においても顕在化しない場合が多くあると考えられる。

平成 29 年度に、知事部局において実施された「男女共同参画等に関する職員アンケート」（回答者数 1,550 人）においても、職場内におけるハラスメントについて、16.8%の職員が「自分が受けたことがある」、「見たことがある」と回答しているが、このうちセクハラ相談員等に相談したと回答した職員は 27.3%にとどまっている。

このような状況を踏まえ、任命権者においては、非常勤職員等を含むすべての職員がハラスメントへの理解を深めることができるよう職員研修等を通じた意識啓発に一層取り組むことはもとより、ハラスメントが潜在化しないよう相談窓口の活用を促すなど、良好な職場環境づくりをさらに進めていく必要がある。

（４）高齢層職員の能力及び経験の活用

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、本県はこれまで再任用により対応してきており、平成 30 年 4 月 1 日現在の再任用職員数は、409 人と平成 29 年度に比べて 11.7%（平成 28 年度に比べて 32.4%）増加している状況で、今後も再任用職員の増加が見込まれる。

人事院は、平成 30 年の給与報告及び勧告にあわせて、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60 歳を超える国家公務員の能力及び経験を 60 歳前と同様に本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に 65 歳に引き上げることが必要とし、国会及び内閣に対し、定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。

申出の中で、60 歳を超える国家公務員の年間給与について、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、60 歳前の 7 割水準に設定しつつ、短時間勤務制の導入により 60 歳を超える国家公務員の多様な働き方を可能とすること等の措置を講ずるとともに、60 歳前の国家公務員を含め能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直していく必要があるとされ、また、組織活力を維持する観点から、当分の間、役職定年制を広く導入することが適当であるとされたところである。

地方公務員の定年については、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」と地方公務員法に規定されている。

本県においても、質の高い行政サービスを維持するために、高齢層職員の能力及び経験を活用する

ことが不可欠であることから、法制整備の状況を含めた国の動向を注視していくとともに、定年の引上げに係る任用や給与の在り方などについては、本県独自の様々な課題も踏まえて具体的に検討を進めていく必要がある。

図表 12 平成 30 年度の再任用の状況

(単位：人)

| | | 計 | | | |
|------------------|-------------------|------|-------|------|----|
| | | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | |
| 平成 30 年度再任用職員数 | | 409 | 124 | 254 | 31 |
| 内 訳 1 | フルタイム | 246 | 11 | 204 | 31 |
| | 短時間 | 163 | 113 | 50 | 0 |
| 内 訳 2 | 継続（平成 28 年度末以前退職） | 276 | 94 | 161 | 21 |
| | 新規（平成 29 年度末退職） | 133 | 30 | 93 | 10 |
| 平成 29 年度末定年退職者総数 | | 419 | 66 | 311 | 42 |

(5) 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められており、任命権者においては様々な取組を行っているが、懲戒処分件数は、平成 29 年度は 13 件（知事部局 6 件、教育委員会 5 件、警察本部 2 件）となっている。こうした一部の職員による公務員としての自覚を欠く行為は、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることになる。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが肝要である。

任命権者においては、事実関係を十分に把握・分析し、再発防止のために必要な研修・啓発を実施するなど実効性のある取組を徹底していく必要がある。

3 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正等

次表(1)及び(2)のとおり給与関係規則及び運用通知の改正又は廃止を行った。

(1) 規則の制定又は改正等

| 規則番号 | 公布年月日 | 施行(適用年月日) | 規則名 | 概要 |
|------|----------|------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 10 | H30.9.28 | H30.10.1 | 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 北部児童相談所の設置に伴い、管理職手当を支給する職の改正を行った。 |
| 1 | H31.3.8 | H31.4.1 | 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則 | 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正に伴い、教員特殊業務手当のうち部活動指導業務の手当の額の改定を行った。 |
| 2 | H31.3.8 | H31.4.1 | 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 | 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴い、教務手当の額の改定を行った。 |
| 3 | H31.3.8 | H31.3.8 (H30.4.1) | 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 | 佐賀県職員給与条例等の一部改正に伴い、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職に支給される初任給調整手当の支給額の改定を行った。 |
| 4 | H31.3.8 | H31.3.8 (H30.12.1) (H31.4.1) | 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、平成30年12月期及び平成31年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限の改正を行った。 |
| 5 | H31.3.8 | H31.3.8 (H30.4.1) | 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 | 佐賀県職員給与条例等及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、宿日直勤務1回につき支給する宿日直手当の額の改定を行った。 |
| 6 | H31.3.8 | H31.3.8 (H30.4.1) | 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正により、給料月額が改定されることに伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正を行った。 |
| 7 | H31.3.29 | H31.4.1 | 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 平成31年4月1日付け組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職の改正を行った。 |
| 8 | H31.3.29 | H31.4.1 | 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 平成31年4月1日付け組織改正等に伴い、期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員の改正を行った。 |
| 10 | H31.3.29 | H31.4.1 | 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 平成31年4月1日付け組織改正等に伴い、級別基準職務表の改正を行った。 |

| 規則 番号 | 公 布 年月日 | 施行 (適用年月日) | 規 則 名 | 概 要 |
|----------|------------|---------------|------------------------------|---|
| 12 | H31.3.29 | H31.4.1 | 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則 | <p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、以下の4規則の引用条項等の改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県職員の給料その他の給与支給規則 ・通勤手当に関する規則 ・期末手当及び勤勉手当に関する規則 ・宿日直手当に関する規則 |

(2) 運用通知の制定又は改正等

| 通知番号 | 通知年月日 | 適用年月日 | 通知名 | 概要 |
|------------|----------|-----------------------|--------------------------------------|---|
| 人委 430 | H30.7.12 | H30.7.12 | 単身赴任手当の運用についての一部改正について | 以下の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者との別居に係るやむを得ない事情について、保育所等に所在している子の年齢制限をなくす ・単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるやむを得ない事情について、対象となる子の年齢の下限を削除 ・その他所要の改正 |
| 人委 1250 | H31.3.8 | H30.4.1 | 初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認についての一部改正について | 佐賀県職員給与条例等の一部改正に伴い、特に必要と認めて承認した職員に対し支給する初任給調整手当の月額を改正を行った。 |
| 人委 1264 | H31.3.8 | H31.4.1 | 教員特殊業務手当の運用についての一部改正について | 教員特殊業務手当のうち、部活動指導業務の手当の額を3,600円/日から2,700円/日に見直すことに伴い、「人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認められる場合」についての改正を行った。 |
| 人委 1271 | H31.3.8 | H30.12.1 (H31.4.1) | 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について | 佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、職員の区分ごとの勤勉手当の総額を算出する際に用いる支給割合の改正を行った。 |
| 人委 1331 | H31.3.15 | H31.4.1 | 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について | 新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画(第1次)に基づき編成された学校における平成33年3月31日までの学級の数の取扱いについて、本務校及び兼務校の学級の数合計した数とすることとした。 |
| 人委 1300 | H31.3.15 | H31.4.1 | 扶養手当の運用についての一部改正について | 以下の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度から扶養手当の月額が職務の級により異なることに伴い、扶養手当認定簿の様式の改正 ・平成31年(2019年)5月1日の改元に伴い、各様式中に表記する元号の削除 |

| 通知番号 | 通知年月日 | 適用年月日 | 通知名 | 概要 |
|------------|----------|---------|--|--|
| 人委 1301 | H31.3.15 | H31.4.1 | 運用通知の一部 改正について | 平成31年(2019年)5月1日の改元に伴い、以下の運用通知で定める各様式中に表記する元号を削除する改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・住居手当の運用について ・通勤手当の運用について ・特地勤務手当等の運用について |
| 人委 1385 | H31.3.29 | H31.4.1 | 職員の勤務時間、 休暇等に関する 規則の運用につ いて等の一部改 正について | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、以下の3運用通知の引用条項等の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について ・時間外勤務代休時間の指定及び時間外勤務手当の支給の取扱いについて ・期末手当及び勤勉手当の運用について |

4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認

職員の初任給の決定、昇格、昇給等の一般的な基準については、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定められているところであるが、この規則に定める特別の場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている。

承認の状況（包括承認を含む。）は、次のとおりである。

(1) 研修、表彰等による昇給（第38条第1号及び第2号）

任命権者ごとに包括承認しており、実施した場合には年度終了後1月以内に報告させることとしている。

| 部局別 | | | 研修 (第38条第1号) | 表彰等 (第38条第2号) | 計 |
|-------|------|------|-----------------|------------------|----|
| 知事部局 | | | 人 | 人 | 人 |
| 教育委員会 | 教育庁 | | | | |
| | 学校 | 教育職員 | 県立学校 | 15 | 15 |
| | | | 中学校 | 13 | 13 |
| | | | 小学校 | 18 | 18 |
| | | 一般職員 | 2 | 2 | |
| 警察本部 | 警察官 | | 5 | 6 | 11 |
| | 一般職員 | | | 1 | 1 |
| 計 | | | 5 | 55 | 60 |

(2) その他

| 部局 | | | 条項 | 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 | | | |
|-------|------|------|--------|---------------------|------|-------------|-------------|
| | | | | 第17条 | 第18条 | 第20条 第3項 | 第24条 第3項 |
| 知事部局 | | | 6人 | 人 | 人 | 人 | |
| 教育委員会 | 教育庁 | | 2 | | | | |
| | 学校 | 教育職員 | 県立学校 | 7 | | | |
| | | | 中学校 | 12 | | | |
| | | | 小学校 | 16 | | | |
| | | | 義務教育学校 | 2 | | | |
| | | 一般職員 | 1 | | | | |
| 警察本部 | 警察官 | | 13 | | | | |
| | 一般職員 | | 3 | | | | |
| 計 | | | 62 | | | | |

(注1) 第17条：人事交流等により採用された職員の号給の決定

第18条：特殊の職に採用する場合等の号給の決定

第20条第3項：昇格前の職の級の在級年数が1年未満の者を昇格させる場合の承認

第24条第3項：降格となった職員の号給の決定

(注2) 各種委員会は知事部局に含む。

V 職員の勤務条件関係事務

1 労働基準監督機関としての職権行使

労働基準法別表第一第 11 号及び第 12 号に掲げる事業並びに同表に掲げる事業以外の事業に従事する職員(技能労務職給料表適用職員を除く。)の勤務条件に関し、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が行使した労働基準監督機関としての職権については、次のとおりである。

(1) 事業場の区分

佐賀県人事委員会が職権を行使する事業場

| 労働基準法 別表第 1 の 事業区分 | 該 当 事 業 場 | | | |
|--------------------------|--|------------------------------|-------|-------|
| | 任 命 権 者 | | | |
| | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部長 | そ の 他 |
| 第 12 号 | 消防学校 自治修習所 公文書館 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館 図書館 環境センター 衛生薬業センター 総合看護学院 窯業技術センター 工業技術センター 産業技術学院 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場 | 教育センター 県立学校(特別支援学校寄宿舎を除く) | 警察学校 | |

| 労働基準法 別表第1の 事業区分 | 該 当 事 業 場 | | | |
|----------------------------------|--|--------------|---|--|
| | 任 命 権 者 | | | |
| | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部長 | そ の 他 |
| | 水産振興センター 高等水産講習所 林業試験場 | | | |
| 労働基準法 別表第1に 掲げる事業 以外の事業 | 本庁 首都圏事務所 県税事務所 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター (保護課及び地域生活リハビリ課を除く) 児童相談所 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除センター 家畜保健衛生所 | 教育庁 教育事務所 | 警察本部(自動車整備工場を除く) 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署 | 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 |

(2) 労働基準監督機関の職権行使

平成30年度中に、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは次のとおりである。

| 処 理 事 項 | 知事部局 | 教 育 委 員 会 | 警察本部 | その他 | 計 |
|-------------------|------|--------------|------|-----|----|
| 解雇予告除外認定 | 1 | | | | 1 |
| 36協定届 | 26 | 49 | 1 | | 76 |
| 断続的な宿直又は日直の許可 | 1 | 7 | | | 8 |
| 第一種圧力容器廃止報告 | | 1 | | | 1 |
| ボイラー廃止報告 | | 2 | | | 2 |
| 有機溶剤中毒予防規則の一部除外認定 | | | 1 | | 1 |

(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査

ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラに係る平成30年度中の検査等の状況は次のとおりである。

| 特定機械の種類 | 検査等の項目 | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | その他 | 計 |
|---------|--------|------|-------|------|-----|---|
| ボイラー | 落成検査 | | | | | |
| | 使用再開検査 | | | | | |
| | 性能検査 | 1 | 3 | | | 4 |
| | 休止中 | | 1 | | | 1 |
| 第一種圧力容器 | 落成検査 | | | | | |
| | 使用再開検査 | | | | | |
| | 性能検査 | 3 | 6 | | | 9 |
| | 休止中 | | | | | |
| ゴンドラ | 落成検査 | | | | | |
| | 使用再開検査 | | | | | |
| | 性能検査 | 1 | | | | 1 |
| | 休止中 | | | | | |

(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施

職員の良い勤務条件の確保と安全で快適な職場環境の形成を図るため、労働基準監督機関として、各事業所が労働基準法や労働安全衛生法等の規定に基づきその適正な運用を行っているかどうか訪問し、帳簿、書類提出を求め、実態調査を行った。

a 調査実施期間

平成30年6月～平成30年11月

b 調査実施事業所数

| 項目 | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | その他 | 計 |
|-------|------|-------|------|-----|----|
| 事業場調査 | 12 | 9 | 4 | 1 | 26 |

c 調査項目

勤務形態、時間外勤務の状況等、年次有給休暇の取得状況、病気休暇・病気休職の取得状況、宿日直勤務、労働安全衛生法関係、事務所衛生基準規則関係、機械及び有害物等の取扱状況、ボイラー及び第一種圧力容器等、ゴンドラ、有機溶剤中毒予防規則関係、特定化学物質障害予防規則関係、電離放射線障害防止規則関係、高気圧作業安全衛生規則関係、酸素欠乏症等防止規則関係

d 調査結果

産業医が少なくとも毎月1回作業場を巡視していない、衛生管理者の選任及び選任報告を行っていない、保護衣等の備えがない、第二類物質を取り扱う作業場への立入禁止又は飲食禁止の表示がされていない等、事務処理の不備が確認された。不備な点については、事業所ごとに指導を行った。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況

次表(1)(2)及び(3)のとおり関係規則、告示及び運用通知の制定又は改正等を行った。

(1) 規則の制定又は改正等

| 規則番号 | 公布年月日 | 施行又は適用年月日 | 規則名 | 概要 |
|------|----------|-----------|-----------------------------|--|
| 12 | H31.3.29 | H31.4.1 | 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 | <p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定が整備されたこと、及び早出遅出勤務の対象となる職員の範囲が拡大されたこと等に伴い、以下の改正を行った。</p> <p>(1) 時間外勤務に関し、断続的な宿日直勤務や時間外勤務の命令規定等が整備されたことにより、以下の改正を行った。</p> <p>宿日直勤務の内容及び許可手続き等を規定する。</p> <p>育児短時間勤務職員等に宿日直勤務及び時間外勤務を命ずることができる場合の要件を規定する。</p> <p>時間外勤務を命ずる際の健康配慮を任命権者に義務付ける。</p> <p>時間外勤務の上限時間を以下のとおり規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月45時間、年360時間を原則とする。 ・通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合には、月80時間、年720時間等の範囲内で延長できる。 ・大規模災害等業務に従事する職員に対しては、規則第3条の4の4第2項の上限時間を適用しない。 <p>規則第3条の4の4第2項の上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合には、任命権者に事後検証を義務付ける。</p> <p>育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限に係る請求手続等を規定する。</p> <p>(2) 早出遅出勤務の対象となる職員の範囲拡大に伴い、育児、介護及び修学を行う職員の要件規定を削除する。</p> <p>(3) 様式第1号、第2号、第3号及び第4号について、所要の改正を行った。</p> |

(2) 告示の制定又は改正等

なし

(3) 運用通知の制定又は改正等

| 通知番号 | 通知年月日 | 施行年月日 | 通知名 | 概要 |
|--------|----------|---------|-----------------------------------|--|
| 人委1385 | H31.3.29 | H31.4.1 | 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について | <p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定が整備されたこと、及び早出遅出勤務の対象となる職員の範囲が拡大されたこと等に伴い、以下の改正を行った。</p> <p>(1) 育児短時間勤務職員等に週休日の振替を行う場合には、当該育児短時間勤務職員等の時間外勤務に</p> |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>ついて他の職員よりも厳格な要件が定められていることに留意する。</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等に対する時間外勤務命令規定は、他の職員よりも厳格な要件を定める趣旨である。</p> <p>(3) 「1箇月」の定義について定める。</p> <p>(4) 「1年」の定義について定める。</p> <p>(5) 時間外勤務時間の通算に関する事項について定める。</p> <p>(6) 「通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、職員に対し、臨時的に同項各号に定める時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合」とは、全体として1年の半分を超えない一定の限られた時期において一時的・突発的に業務量が増える状況等により原則の上限時間(規則第3条の4の4第1項に規定する時間をいう。)を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合をいうものであり、「通常予見することのできない業務量の増加」とは、こうした状況の一つの例として規定したものである。</p> <p>(7) 「大規模災害等業務」とは、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的にみて避けられないことが明らかなもの等をいう。</p> <p>(8) 「1箇月」又は「1年」の期間で大規模災害等業務に従事した職員に対し、臨時的な上限時間等(規則第3条の4の4第2項に規定する時間又は月数をいう。以下同じ。)を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合を定める。</p> <p>(9) 大規模災害等業務に従事する職員に対し、臨時的な上限時間等を超えて時間外勤務を命ずる場合の職員への通知について定める。</p> <p>(10) 臨時的な上限時間等を超えて時間外勤務を命じた場合の要因分析等の方法について定める。</p> <p>(11) 任命権者は、時間外勤務の縮減に向けた適切な対策を講ずるものとする。</p> <p>(12) 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限規定が新設されたことによる所要の改正を行う。</p> <p>(13) その他条項ずれを改正する。</p> |
|--|--|--|--|--|

3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況

(1) 規則の制定又は改正等

職員の退職管理に関する規則等の改正は、平成30年度はなかった。

(2) 運用通知の制定又は改正等

| 通知番号 | 通知年月日 | 施行年月日 | 通 知 名 | 概 要 |
|--------|----------|---------|---------------|--|
| 人委1301 | H31.3.15 | H31.4.1 | 運用通知の一部改正について | 平成31年(2019年)5月1日の改元に伴い、運用通知で定める様式(別記様式第1号、第2号)中に表記する元号を削除する改正を行った。 |

(3) 再就職者による依頼等の届出

地方公務員法第38条の2第7項に基づく再就職者による依頼等の届出は、平成30年度はなかった。

公平委員会の受託事務関係

1 受託団体

県が地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、平成31年3月31日現在で7市10町21一部事務組合2広域連合（計40団体）である。

2 勤務条件に関する措置要求

受託団体の職員から、平成30年度中に地方公務員法第46条の規定に基づき措置要求がなされ、審理を行った事案及び平成31年3月31日現在係属している事案は以下のとおりである。

(1) 措置要求の処理状況

| 区分 | 平成29年度末 (H30.3.31) 係属件数 | 平成30年度 | | 平成30年度末 (H31.3.31) 係属件数 |
|------|-------------------------------|--------|------|-------------------------------|
| | | 申立件数 | 処理件数 | |
| 措置要求 | 0 | 1 | 0 | 1 |

(2) 平成31年3月31日現在係属している事案の状況

| 事案名 | 要求 年月日 | 受理 年月日 | 要 求 の 内 容 | 審理状況 |
|---------------------|-----------|-----------|---------------------|-------------------|
| 平成31年公委 (措)第1号事案 | 平31.3.13 | 平31.3.15 | 時間外労働に対する賃金の支払いを求める | 平31.3.29 要求者側資料提出 |

3 不利益処分についての審査請求

受託団体の職員から、平成30年度中に地方公務員法第49条の2の規定に基づき審査請求がなされ、審理を行った事案及び平成31年3月31日現在係属している事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づく苦情相談について、受託団体の職員から平成30年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

| 相談者の所属 | 相 談 内 容 |
|--------|----------|
| 市長部局 | 給与関係(1件) |
| 計 | 1件 |

5 職員団体事務

(1) 管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている。平成 30 年度中の組織の変更等により、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年佐賀県人事委員会規則第 15 号）の一部を次のとおり改正した。

| 規則番号 | 公布年月日 | 施行又は適用年月日 | 規則名 | 概要 |
|------|-----------|-----------|--|---|
| 8 | H30.5.15 | H30.5.15 | 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | <p>新たに指定した職 (嬉野市) 本庁 教育委員会事務局の「教育部次長」</p> <p>(天山地区共同環境組合) 執行機関 「事務局長」</p> <p>名称を変更した職 (大町町) 本庁 町長部局の「総務課課長補佐」 「総務課副課長」</p> |
| 9 | H30.6.26 | H30.6.26 | 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | <p>新たに指定した職 (小城市) 本庁 市長部局(会計局を含む。)の「総合戦略課副課長」</p> <p>名称を変更した職 (小城市) 本庁 市長部局(会計局を含む。)の「人事・給与係長」 「人事給与係長」</p> <p>指定から除外した職 (江北町) 出先機関 幼児教育センターの「所長」</p> |
| 12 | H30.12.11 | H30.12.11 | 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | <p>新たに指定した職 (佐賀県東部環境施設組合) 執行機関 「事務局長」</p> |

(2) 職員団体の登録

受託団体関係分で当委員会に登録されている職員団体は、次表のとおりである。

(平成31年3月31日現在)

| 職員団体の名称 | 所在地 | 代表者 | 登録 | | H30年度の登録事項 |
|--------------|-----------------------------------|-----------------|-----|-----------|--|
| | | | 番号 | 年月日 | |
| 自治労鳥栖市職員労働組合 | 鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所内 | 執行委員長 能富 繁和 | 102 | S43. 4.13 | H30.9.3 役員の変更 |
| 鹿島市職員労働組合 | 鹿島市大字納富分 2643 番地 1 鹿島市役所内 | 執行委員長 山口 秀樹 | 106 | S42. 6.13 | H30.8.31 役員の変更 |
| 太良町職員組合 | 太良町大字多良 1 番地 6 太良町役場内 | 執行委員長 枳原 好治 | 108 | S43. 3.29 | H30.10.9 役員の変更 |
| 自治労武雄市職員労働組合 | 武雄市武雄町大字昭和 1-1 武雄市役所内 | 執行委員長 真崎 和則 | 110 | S61.11.11 | H30.10.9 役員の変更 H30.12.4 規約の変更 |
| 自治労基山町職員労働組合 | 基山町大字宮浦 160-2 基山町役場内 | 執行委員長 熊本 暁浩 | 111 | S62. 9.11 | H30.10.9 役員の変更 |
| 多久市職員労働組合 | 多久市北多久町大字小侍 7 番地 1 多久市役所内 | 執行委員長 笹川 宗彦 | 115 | H 5.11.25 | H30.11.2 役員の変更 |
| 小城市職員労働組合 | 小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市三日月庁舎内 | 執行委員長 高塚 誠 | 117 | H17. 4. 7 | H30.8.31 役員の変更 H30.8.31 役員の変更 |
| みやき町職員労働組合 | みやき町大字原古賀 1043 番地 みやき町中原支所内 | 執行委員長 井村 保之助 | 118 | H17. 8.25 | H30.12.4 役員の変更 |
| 白石町職員労働組合 | 白石町大字福田 1247 番地 1 白石町役場内 | 執行委員長 山下 英治 | 120 | H17.12. 7 | |



佐賀県人事委員会事務局

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館2階

T e l 0952-25-7241 F a x 0952-25-7323

U R L <https://www.pref.saga.lg.jp/web/jinjiiin/jinji-iin.html>

E-mail jinjii@pref.saga.lg.jp

(令和元年7月作成)